

## 「能仁新報」よりみた名古屋の仏教（九・完）

——明治三十三年五月～明治三十三年六月——

川口高風

## 凡例

- 一、本稿は「能仁新報」に掲載されている現在の名古屋市内にあたる地域の仏教関係の記事を採録した。「能仁新報」（名古屋朝日町五十六番戸 能仁社発行）の原本は東京大学法学部の明治新聞雑誌文庫に所蔵するものを使用した。同文庫には明治二十三年五月十二日発行の第一号より明治三十三年六月二十五日発行の第六四九号まで所蔵するが、明治二十四年六月八日（第五十七号）、六月十五日（第五十八号）、同二十七年九月七日（第三三三号）から同二十八年七月三十日（第三七〇号）、同二十九年十一月十六日（第四三八号）から同三十一年八月三十日（第五五五号）までの発行号数は欠本となっているため、その間の記事はない。
- 一、第九回は「能仁新報」第六四二号（明治三十三年五月七日）より第六四九号（明治三十三年六月二十五日）までから採録した。
- 一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、記事に付してある漢字のルビは削除し、明らかな誤植は訂正した。
- 一、記事は掲載年月日順に配列したが、記事中に「当市」とあるのは名古屋市のことである。
- 一、平成二十四年十月発行の「愛知学院大学教養部紀要」第六十巻第二号に第一回を発表して以来、本回をもって明治新聞雑誌文庫に所蔵する号が終了するため最終回とした。

仏教演説雄弁家投票の募集 (明治33年5月7日 第六四二号)

本社は、今回県下に於ける仏教演説の雄弁家の投票を募集し、之れを本紙に掲げて其の雄名を紹介せんとす。諸氏幸に本紙に掲ぐる投票紙を用ゐ、期日内に本社へ御送付被下度、其の得点は毎号本紙に掲載し、最高点者には相当の賞品を呈す。

仏教演説雄弁家投票得点

去三日迄の投票数

拾票以上の人名左の如し

- 岩佐 大道
- 近藤 疎賢
- 讚岐 貫我
- 萩倉 耕造
- 水野 道秀
- 早川 見竜
- 広間 隆円
- 松本 愛鶯
- 横井 英光
- 吉水 徳成
- 鶴見 洌蔵
- 鈴木 法真

五票以上の人名左の如し

三票以上の人名左の如し

- 大津町 太田 元遵
- 本重町 山田 正道

壹票以上の人名左の如し

- 袋町 宮本 熊楠
- 袋町 水野 雷幢
- 袋町 天野 顕意
- ヒハシマ 伊藤 豊次郎
- スカハラ 古沢 九市郎
- 桑名町 大柿 仲
- 榎町 早瀬 了源
- ヒハシマ 江尻 深海
- ヒハシマ 伊藤 六郎
- ナカシマ 水野 錠太郎
- 木挽町 四谷 伊八
- 本重町 黒部 堯善
- 桑名町 谷 卯三郎
- 前津 佐々木 賢淳
- ヒハシマ 松野 八三郎
- ヒハシマ 高木 悦二郎
- 車町 横井 良慶
- 矢場 岡田 瑞穂
- 小市場町 水野 元二郎

以上の明細得点は、次号より掲ぐ。

仏骨奉迎に付、大日本帝國愛國護法の士に稟告す。(明治33年5月7日 第六四二号)

(二十三年二月)

在暹羅盤谷勅願所 遠 藤 竜 眠

凡物の隆盛を謀らんと欲せば、協同一致に依らざる可らず。而して協同一致の本は合意合働にあり。換言すれば、異体同心協力分路是なり。此事や発し難くして、守り難きは往古来今識者の共に難関とする所なり。我国は十三宗三十一派四十一人の管長、三十七十九万四千八百九十七人の信徒を有し、南北を通じ仏教中進歩の点、勢力の点、都てに於て第一に位する事は自も許し、他も亦認識する所なり。既に此名ありとすれば、其実無かる可からず。名は実の實たり、実無くして名のみ存するの理あらんや。実とは何ぞや。曰く南北五億の信徒を通じ打て一回と為し、脈絡相通じ緩急相助け、共に共に進んでは法雨を開拓し、仏種子を植ゑ、止つては甘露微妙の法雨を降らし、退ては法城の堅固を守り、駿々乎として止むなくんば、遂には五大洲を通じて我法味に飽満せしむるの時あらん。

是れ大聖釈尊の本懐にして仏祖碎身し玉ふ所、法乳に慈恩に浴するもの奈何ぞ。是を不問に付すべけんや。夫れ我日本帝國の昨今は、日本の日本にあらずして世界の日本、東洋の盟主たり。然らば我徒は日本の信徒にあらずして、世界の信徒南北仏徒の盟主たらざる可らず。既に任重く事大なり。豈内地の事のみ齷齪とする時ならんや。内地の経営と共に海外異邦の地に向て精神界の同

盟軍を起し、外教徒の邦域に進入し作戦線を施設せざるべからず。天なる哉命なる哉、茲に一大快事こそ生じたり。何ぞや曰く仏骨奉迎の件是なり。

抑も当仏骨は、西曆千八百九十七年英人ピツプなる者カピラパストを距る二三哩ピツプの地にて発見せり。嘗てピツプ思へらく、此地は釈尊の遺骨を奉葬せるが故に、必ずや古代の器物等あるべきを信じ、其古塔を穿つこと廿尺余に及べり。果せる哉一大石窟あり。其内より遺骨及寶石等数種を出す。其内水晶に文字を彫刻せるものあり。是をドクトルホイートなる人の手に依て翻訳せらる。曰く仏滅後、その遺族に仏の遺骨を分与せらる云々の事明記せり。是に依つてピツプは、此の如き古代の宝物を私宝と為すを惜み、都て英政府へ奉納し、且上奏して曰く。是を四分と為し、一分は印度カルカッタの博物館に納め、一分は英政府へ納め、一分は発拓者へ分与せられ、而して仏骨に属する部分は当時仏教國たる暹羅王国へ送呈せられ度き旨を以てす。英政府は同人の希望に一任す。是に依て昨年五月、暹羅政府は勅使を遠く印度に派して奉迎し、前後三十余日の大祭を執行し、王国の道俗千里を遠くとせずして盤谷府に來集す。當時の景況は、嘗て我同胞に報ぜしを以て、今茲に略す。本年一月緬甸錫蘭の信徒道俗三十余人來暹し、仏骨の分与を受け在留二十余日にして帰途に登れり。茲に於て我日本公使稻垣滿次郎氏は、暹國皇帝に上奏して曰く、我日本帝國は仏教渡來後、茲に千有余年上は天皇より下庶人に至るまで仏陀大悲の慈恩に薰習せざるなく、其教義發達の点に至り

ては南北仏教中一大高位にあるや、世界各国の許す所にして上下一致同奉の仏教国たるに依り、冀くは同仏教国の好を以て分与あらば、我同胞の大幸、何ぞ是に過ぎんと奏問教回、遂に今回王命を以て分与の確報を得たり。是偏に公使の周旋多きに依ると雖も、亦我神州の国威と我仏教界の実力偉大なるの然らしむる所たるや明なり。

然らば我日本仏教徒の任や重く、実や大なる事は増々明なり。暹羅皇帝の勅命は日本仏教一部に分与するにあらずして、其仏教全般に分与せらるゝものなるが故に、日本仏教者は一大協力し、宗の内外を問はず、各其信徒を誘ひ最も偉大なる奉迎式を挙げざる可らず。此事や前夜来述ぶる所の南北仏教合同一団の導火線にして、世界仏教徒同盟の嚆矢たるべし。翻て社界の大勢を察するに、協和同盟の声は日に新たに從て一國の政党なるものも、小党分裂の時代は去て一大政党と變じ、其他新聞に雑誌に然らざるはなし。世運の流潮既に然り。我徒亦當時の面目に安住して可ならんや。

又我国仏教徒は、暹羅王室より幾多の厚意を受けつゝあり。初めには暹羅の一大藏経を我国各宗本山に奉納せらる。其後二三の僧侶、此地に止まるあり。今又仏骨の分与を受くる事を得。此の厚意に対して我日本仏教徒は、大に酬るざるを得ざる義務を有せり。特に今回の如きは、南北仏教徒中最第一位に在りと嘗て自負せるに愧ぢざるの实を挙げざる可らず。将来人智の發達と共に各自分業を云々し、或は錫蘭に入り、或はサンスクリットを学習す

るもの、或は暹羅に來りパリを学ぶもの年を追うて増々多からん。或は更に印度暹羅の信徒にして日本に至り、日本仏教の如何を研究するものも生ぜん。是将来の想像にあらずして、現今其緒に付きつゝあり。

何れの点よりするも、今回の件は彼我同盟の第一着歩として逸すべからざる好機会たり。此の如き機会を根底と為し、将来暹羅を南北仏教の中央政府と為し、一方には緬甸錫蘭に入り、一方にはカンボヂヤ、安南、老過、西藏、カシユミル、フータン、クシヒムより更に転じて南方支那の一帶に及び、北方は日本を本部として蒙古、朝鮮より支那本部に入り氣脈相通じ、朝にはヒマラヤの山嶺に雲を起し、夕には蒙古の沙漠に雨を降すに至らば、豈一大快事ならずや。不肖遠藤竜眠謹で大日本帝國護法の土に稟告す。

#### ● 積尊御遺形奉迎協議案

第一項 帝國仏教各宗派は、奉迎使七員を選舉し暹羅國へ派遣せしむる事。但し宗教は真言、臨濟、曹洞、淨土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出發日時は奉迎使協議の上之を定む。

第二項 奉迎使は、互選を以て正使一員を置くことを得。

第三項 各宗派は暹羅王陛下、同國外務大臣、稲垣公使に宛管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事。

第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事、但物品の価格は合て金壹千円を程度とし、物品の撰訳は奉迎使の協定に

一任すべし。

第五項 各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を選定し奉迎に関する事件を取扱はしむべき事、但選定委員の姓名住所等は本日より五日以内に通知せられたし。

第六項 釈尊御尊形仮奉安所及奉迎事務所を設置する事。但京都市下京区妙法院前町妙法院とす。

第七項 奉迎事務所に関する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事。

前項の費用は一時借入金をして之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし。

第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し。

一金壹万円

奉迎使派遣費

内金千円

奉呈物品購入費

金七千円

奉迎使往復費

金貳千円

奉迎使予備費

以上費目は、奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し一時立替ふべし。

第九項 御遺形仏式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協議すべき事。

一上陸会 長崎に於て之を行ふ。

一奉迎会 京都に於て之を行ふ。

一仮安置会 同上

一拝迎会 沿道各所に於て之を行ふ。

一拝瞻会 仮安置の後期日を定め之を行ふ。

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し、宗派会議に提出し決定すべき事。

一塗廟建設の件

一同上建設地撰定の件

一右費に関する件

第十一項 奉迎使に推薦したる各宗派に対しては、当会より代表者を以て之れが請願を為すべき事。

○特別協議案

一釈尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め帝国仏教会を設立し、同会組織方法等は之を各宗派管長会に提出し議決を求むべし。

**妙法院の委員会** (明治33年5月7日 第六四二号)

京都妙法院内に仮設したる仏骨奉迎事務所にては、去る三十日午後一時より大谷派土屋觀山、本派名和潤海、真言宗林榮運、時宗河野良心、臨濟派稻葉元厚の各氏集會し、仏骨奉迎事務員の事及暹羅王への献上品の事を議したる由。又同日まで届出でたる各宗奉迎委員は大谷派土屋觀山、永源寺派伊藤宗富、建仁寺派後藤文震、融通念仏宗黒田覺州、興正寺派三原俊榮、時宗河野良心、東福寺派平住幽谷、西山派青井俊法、天台宗蘭光轍、寺門派河村暹尊、東大寺派平岡宥海、妙心寺派後藤藤提、曹洞宗有沢香庵の數氏にして、更に三十日まで届け出たる分にして、未だ開緘せざ

るは法相、臨濟、鎌倉建長寺、日蓮宗派、相国寺派、黄檗派等なりと云ふ。

### 浄土宗西山派東山法主猗下の御巡化〔明治33年5月7日 第六

四二号〕

猗下には、去る三月四日御発程、愛知県名古屋西光院に於て四五両日国師の大遠忌を六日より一周間授戒会を修行せらる。初め猗下の停車場に着せらるゝや早天より待ち構へる数百の奉迎者（名古屋熱田各寺院并に各寺且方惣代信徒等 同場の内外に雲集し歓喜声恰も涌が如くに思はれたり。猗下は先づ駅長室にて御休憩の上随行員根来融堂、全円明両師、侍者阿部純道、石原篤瑞等を随へさせられ、西光院住職の先導にて奉迎者に圍繞せられ玉ひ、和気藹々の裏に数百の腕車を駆りて無事西光院へ御着ありしは、恰も午後二時を過ぐる頃にて、其盛挙言外なりし。戒会中随喜大衆日々凡て五十名余、授者通計四百名を下らず。猗下の御懇切なる御教示には、何れも信心を増上し、特に十二日満会御訣別の時杯は満座御別をおしめ、思はず随喜の涙を催せし等、非常の法益ありしと。続て十二日午後三時、西光院御発程熱田蔵福寺へ向はせらる。奉送奉迎一層の盛を増し、時に警官の勞を煩はせし程なりしが無事御到着。当日同寺入仏式、続て授戒会一周間、終りに国師大遠忌を修行あらせらる。戒会授者凡て三百有余名、同地近來の盛会なりし。而して猗下は、都合により一と先づ御帰山の上、本月四日より愛知県愛知郡高根村円福寺に於て一周日間授戒会御

挙行あり。是又盛会にて授者三百余名に及び、山間の老若は希有の法沢に塔し、弘願一乗の妙海に遊びしと。

### 仏骨奉迎請雜問〔明治33年5月7日 第六四二号〕

妙心寺會議に於て仏骨迎請の決議を為したる以来、取り敢えず京都大仏妙法院に仏骨奉迎事務所を設け、去る廿一日より廿五日迄の間に各宗派より一人づゝ即ち四十二名の奉迎委員を撰定の上右事務所に届出づる筈となしたるが、期日中届出の到達せしは真宗高田派、仏光寺派、時宗、浄土宗、天台宗等にして、臨濟五山（建仁、天竜、東福、南禅、相国）は妙心寺派に一任すべしと云ふ。○若し妙心寺派に一任せば、前田誠節師之に當るべく、而して真言宗は釈光然、曹洞宗は弘津説三、日蓮宗は旭日苗、西本願寺派は藤島了穩等の諸師ならんと云ふ。○右四十二名は揃つて渡暹するに非ずして、更らに其中より十名の委員を互選する筈なりと。而して此の互選は三十日頃執行せらるべき予定なりしも、恐くは未だ其の運びに達せざるべしと説くものあり。

### 名古屋別院法要〔明治33年5月7日 第六四二号〕

大谷派名古屋別院に於ては、去五日より来る九日まで前門主殿如上人の七回忌并に同別院中興一如上人の二百年忌法要を営むに付き、法主大谷光肇師今七日午前七時五十六分七条発列車にて名古屋に参向し、九日帰山する由。随行は小林參務堅田会計局長、藤林録事、浅野、松尾、山田、島、小林の各家従なりと。

## 高楠博士の仏骨談〔明治33年5月7日 第六四二号〕

目下我国仏教徒間の一問題となり居る仏骨に関して、東京文科  
 大学言語学教授、文学博士高楠順次郎氏の考証談を聞くに左の  
 如し。

仏教の開祖たる釈迦牟尼の入滅に関しては、従来東洋の仏教者間  
 に於ては種々年代上の異説あれども、晩近欧米に於ける言語学者  
 及び比較宗教学者等の史的考証によれば、耶蘇紀元前第五世紀を  
 以て最も正確なる年代と認定せり。偕て釈尊が印度俱尸那迦羅な  
 る沙羅双樹の林間に於て入滅するや、当時の仏教徒は孰れも教祖  
 追慕の衷情に沈みし中にも、摩揭陀国の阿闍世王、毘沙離国「リ  
 ツチャビ」種族の律昌王、迦毘羅城の釈迦王、阿羅割波のプリア  
 王、羅摩邑の拘利耶王、吠牽奴邑の波羅門、波々邑の摩羅王、俱  
 尸那迦羅の摩羅王の八人は、各信教上の由緒を具して釈尊遺骨の  
 分配を請求に及びしが、其分配の方法に付き議論定まらざりしか  
 ば、遂に婆羅門の徒盧那なるものに命じて、遺骨を右の八人に對  
 し平等に分配せしめたり。而して彼ら八人は其遺骨を恭しく受取  
 りて各其地方に持ち帰り、壯麗なる塔を建て、之を納め、月を定  
 めて盛大なる祭礼供養を営みたり。然るに徒盧那は、遺骨分配の  
 役目に当りしとは云へ、遺骨は既に彼の八人に分与を終りしによ  
 り、止むを得ず分配の時遺骨を納めたる空甕を乞ひ持ち帰り、  
 其時畢鉢羅邑の孔雀王と云へる人遅れて会せしも、遺骨は既に去  
 りて跡なかりしかば、唯火葬後に残りし灰と炭とを納めて帰り、  
 同く塔を建て、厚く供養したりと云ふ。故に右の如く釈尊の遺骨

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（九・完）

及び遺物は十箇所に分れたり。以上の史的事実は巴里語の大涅槃  
 經の結末に出で、尚ほ漢訳の經典にては仏所行説經、有部雜律等  
 にも散見せり。

其後二百余年を経て、彼の印度を一統して帝國政治を施し、大に  
 博愛主義を唱道して仏教の伝播に尽したる阿育王の時代に当り、  
 同王は右十箇所の仏骨塔を發掘し、再び諸州に新塔を建て、之を  
 祭らしめたり。是れ非常なる仏骨塔の変革なりしが、其中一二の  
 塔は堅牢にして、遂に發掘する能はざりしかば、当時の伝説にて  
 は、地下竜王の守護なりとて一層尊崇するに至りしと云ふ。

一昨年中、印度ピプラーフパより一箇の甕を發掘せしが、此甕に  
 伴ひたる刻文は僅に二行許のものなれども、刻文の意味は此甕中  
 の物体は正に仏の遺骨に相違なしとあり、昨年に至り右甕中の遺  
 骨を三分して、其一部は英国倫敦の博物館に納め、其一部をカル  
 カッタの博物館に蔵め、其一部は世界唯一の仏教主たる暹羅国王  
 に贈与したり。此暹羅国王の受領せしものこそ、曩に稻垣公使の  
 幹旋により我国仏教徒へ分与するの運びとなり、現今仏界の大事  
 件となりしものなり。

仏骨なるものは前陳の史的事実に依り、既に二千四百余年の歲月  
 を經過したるものなれば、その真偽を云々するは寧ろ吾人の領分  
 外なりと思ふ。我国仏教徒の仏骨奉迎が果して仏教上に利益を与  
 ふるや否やは別問題なれども、従来仏教者が史的研究を粗略にす  
 る余り、斯の如き明白なる史的事実あるにも係らず、世上の非難  
 に對して一言も論明する能はざるは仏界學術の衰頽せるを証する

ものにして歎ずるの外なし。今回は我が日本仏教の代表者として、真宗大谷派新法主及び南条博士が仏骨奉迎使として暹羅に向ふ由なれば、之によりて我仏教徒が聊なりとも暹羅、日本間の交通を親密にし、進みて東洋仏教徒の聯合を図り、南北仏教協同研究の好機を与へ新に世界宗教研究上は貢献する所あらんこと切に希望に堪へざるなり。

広告〔明治33年5月7日 第六四二号〕

例月十日、廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師

永平家訓

受持講師 早川見竜師

会場は宝町 禅芳寺

特別広告〔明治33年5月14日 第六四三号〕

賜性海慈船大禪師御親臨

宗祖承陽大師 報恩授戒会  
六百五十回忌

從五月廿三日 名古屋

全月廿九日迄 矢場町 永昌院

特別広告〔明治33年5月14日 第六四三号〕

本月十六日午後一時より説教、同十七日午後一時より

西山国師御遠忌修行

同十八日午前十時「御とき」

説教師 美濃専養寺 森博文殿

日置法然寺

特別広告〔明治33年5月14日 第六四三号〕

仏教演説雄弁家投票

得点数

(五月十日調)

三十点 萩倉耕造

廿九点 讚岐貫我

廿八点 近藤疎賢

十九点 水野道秀

十二点 岩佐大道

十二点 早川見竜

十点 広間隆円

十点 松本愛鶯

九点以下の人名左の如し。

太田元遵

山田祖学

片岡秀国

杉山大運

飯尾弁靈

横井英光	吉水徳成	鶴見瀏蔵	鈴木得真	山田正道	宮本熊楠	佐々木賢淳	正木真月	鈴木敬獄	大島慈敬	柳原松月	野々部至游	水主町 長円寺住職	水野雷幢	天野顕意	伊藤豊次郎	古沢九市郎	大柿仲	早瀬了源	江尻深海	伊藤六郎	水野錠太郎	四谷伊八
------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	-------	--------------	------	------	-------	-------	-----	------	------	------	-------	------

黒部堯善	谷卯三郎	松野八三郎	高木悦二郎	横井宜慶	岡田瑞穂	水野元二郎	木村循道	水谷顕曜	一柳智成	伊東洋二郎
------	------	-------	-------	------	------	-------	------	------	------	-------

#### 仏骨奉迎使（明治33年5月14日 第六四三号）

各宗派の仏骨奉迎使は七名の筈なりしが、浄土宗にては右奉迎に  
対し、各宗派と提挈を断んと議ある由にて、目下委員中にて交  
渉中なるが、目下既に定まり居るは大谷派新門主大谷光演師を始  
め臨濟宗前田誠節、本願寺派藤島了穂、曹洞宗日置黙仙の諸師な  
りと。尚ほ真言宗は奉迎使を出さるゝことに決したる由。

#### 妙法院会議（明治33年5月14日 第六四三号）

仏骨奉迎各宗委員会は、七日午前九時大仏妙法院内に開きたり。  
来会委員廿七名にして、各宗派より東宮御慶事献上に付てに、小  
林栄運師東上委員となり献品を奉じ東上せしが、曹洞宗管長畔上

榎仙師七日参内し献上を了りし旨を報告し、夫より献上品買入費賦課の協議を為したるに、宗派割分十の三、寺数割十分の四、実力割十分の三に決し、夫より常任委員十名の撰挙を行ひしに、当日日蓮宗不参の為め九名を撰挙することとなり。左の如く当撰したり。

有沢香庵（曹洞宗） 蘭光轍（天台宗） 青井俊法（浄土宗西山派） 三原俊栄（興正派） 小林栄運（真言宗） 土屋観山（大谷派） 名和洵海（本願寺派） 後藤禅提（臨濟宗） 河野良心（時宗）

尚ほ仏骨奉迎に関する経費は、当分借入金一万円とし、予入金十万円を限度とすることに決し、午後四時三十分散会せり。

前田学氏（明治33年5月14日 第六四三号）

県下海東郡万須田村速念寺住職たる同氏には、今回播磨姫路別院内教務所の管事に任ぜられ稟授二級を授せられたり。

名古屋仏教徒の奉祝（明治33年5月14日 第六四三号）

去る十日の御慶事に付き、当市の仏教徒には予記の如く、種々の計画を為して奉祝の意を表されしが、殊に仏教倶楽部の発企にて貧民救助の大慈善事業を行はれたり。今其の大要を記さば、初め奉祝の式場其の他も名古屋奉祝会の式場に於てせんとせしも、種々の事情ありて遂に若宮八幡社境内と変更し同処に於て、先づ正面の仮座に 皇太子并に妃殿下の御肖像を奉安し、時限に至

りて各員参拝、次に当日施米を受けんとて集り来りたる数千の貧民をして参拝せしめ、先づ当日御慶事の次第より国民の義務などの演説あり。各々独立自営の道を立てざる可らざる事由及び仏教慈善の主義より因果応報の道理を示し、一名に付五合宛の白米を施与せり。当日は同処に祝酒を供へ置き、礼装ある人には何人にも酌むは、随意余興に投げ餅あり午後五時頃閉会されたり。其他各宗寺院は、予記の如く黎明に百一点の梵鐘を鳴らし、正午より七寺の各宗集議所にては各寺院集合奉祝の祈祷ありたり。其他市内の各寺院は夫々奉祝の式を挙げられし者多し。

特別広告（明治33年5月14日 第六四三号）

皇太子殿下御慶事に際し、恭しく奉賀式を挙げ序て、貧民施米の挙を賛し御寄付相成候段難有奉感謝候、左に其収支清算報告仕候也。

明治三十三年 愛知仏教倶楽部  
五月十一日

一 白米拾参石四斗六升	施与米
内 白米拾石四斗六升	寄付米
米 白 参 石	買入米
一金八拾四円貳拾銭	寄付金
金参拾九円	買入金
内 内 金四拾四円〇五銭	投餅、公衆、御酒、 席料、日雇、其他
雑費種々	
決算過金壹円拾五銭	育兒院寄付





同 渡辺博剛

同 山田平次郎

金十銭 村井治兵衛

金五銭 大鈿松吉

以上

愛知仏教倶楽部

**西山国師忌**〔明治33年5月14日 第六四三号〕

別項広告の如く、当市日置法然寺に於ては、来る十七日より修行せらるゝに付き、説教師として有名なる美濃の森博文氏が来錫せらる。

**永平寺貫主の御来名**〔明治33年5月14日 第六四三号〕

同禅師には、去る廿三日より当市矢場の永昌院の授戒親修の為に来名さるゝが、同授戒は前年よりの経画にて戒弟の申込も非常に多き由なれば、定めて盛大なる戒会あるべし。

**広告**〔明治33年5月14日 第六四三号〕

例月十日、廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師

永平家訓

受持講師 早川見竜師

会場は宝町 禅芳寺

**仏教演説弁士投票に就て**〔明治33年5月21日 第六四四号〕

来る廿五日は、愈々其の切なる処、去る十七日迄得点左の如し。而して該得点の結果、前号よりは意外なる高点者を生ずる等、総じて去る十五日以後投票は劇甚を加ふるに至れり。来る廿七日の本紙には、殊に得点人名を別表付録刷とし、弁士招聘家考の為に住所居士号等を記入すべし故に、本紙に登載される弁士にして居士号を有せらるゝ方は、来る廿五日迄に御一報を乞ふ。京都其他々府県下の弁士を投票されたる者あり。惣て無効とす。一枚の投票紙に同一人名のみを五重に記したるあり。是亦無効とす。

仏教演説雄弁家投票

（五月十七日調）

得点数

五十九点	近藤 疎賢
五十一點	水野 道秀
四十點	早川 見竜
四十點	萩倉 耕造
三十六點	松本 愛鷲
三十四點	讚岐 貫我
二十四點	吉水 徳成
二十四點	水谷 顕曜

二十二点  
二十一点  
十九点  
十四点  
十四点  
十二点  
十一点  
十点  
十点  
九点以下の人名左の如し。

鶴見 淵蔵  
宮本 熊楠  
片岡 秀国  
広間 隆円  
飯尾 弁重  
鈴木 敬嶽  
大柿 仲  
岩佐 大道  
黙菴 居士  
一柳 智成  
丹羽 円城  
太田 元遵  
山田 祖学  
杉山 大運  
横井 英光  
鈴木 得真  
山田 正道  
佐々木 賢淳  
正木 真月  
大島 慈敬  
柳原 松月  
野々部 至游

水野 雷幢  
天野 顕意  
伊藤 豊次郎  
古沢 九市郎  
早瀬 了源  
伊藤 六郎  
水野 錠太郎  
黒部 堯善  
高木 悦二郎  
横井 宜慶  
岡田 瑞穂  
木村 循道  
伊東 洋二郎  
近藤 得昇  
無仏 居士  
天然 居士  
無言 居士  
伊藤 真瑞  
鬼頭 伏竜  
佐野 忍嶺  
任天 居士  
佐藤 千代治郎  
吉田 達明

住 太 北 小 吉 田 田 清 井 山 武 宮 太 栗 光 小 麻 福 橋 久 中 加 石  
 田 田 折 沢 谷 中 中 水 本 田 田 崎 田 木 弘 寺 蒔 田 成 田 村 藤 田  
 智 如 源 弁 谷 中 中 梁 本 祐 芳 智 鉄 確 黙 舌 真 成 竜 甄 梅 寅  
 見 意 六 応 寿 順 覚 山 誠 山 淳 全 吉 伝 音 溪 成 典 峰 宗 仙 方

武 丹 玉 林 神 山 栗 小 小 野 有 山 太 太 天 岩 佐 岡 鈴 小 竜 成 木  
 田 羽 腰 谷 谷 田 本 塚 笠 村 元 田 田 田 野 井 野 野 木 泉 瀬 瀬 村  
 泰 雨 円 法 大 教 松 良 吉 甚 一 恵 現 長 若 智 野 野 法 德 桑 賢 暉  
 道 諦 了 純 周 学 寿 藏 二 三 鱗 博 順 造 円 海 範 心 真 兵 巖 秀 太  
 郎

本 田 善 明

### 仏骨奉迎使出発期〔明治33年5月21日 第六四四号〕

去八日を以て、大仏妙法院に奉迎事務所を開設し、諸般の準備に着手せしが、去十六日は午後三時より京坂各新聞社員通信社員を祇園中村楼に招待して、奉迎使大谷光演代理石川馨、前田誠節、藤島了穩、日置黙仙の四師及び奉迎事務所常設委員出席し、前田氏より奉迎の由来及び今後の計画等詳細談話して賛同を求め、終て晚餐の饗応ありたり、持て奉迎使として渡航すべきは大谷光演、前田誠節、藤島了穩、日置黙仙の四師と確定し、其他随行員を合して一行十五名は愈々本月二十三日正午、神戸港出帆の博多丸に便乗出発すべき筈にて神戸波止場より小蒸汽船にて博多丸へ乗込み、正午十二時解纜の予定なりと。

### 奉迎使出発期日〔明治33年5月21日 第六四四号〕

仏骨奉迎使は、弥よ大谷派新門主大谷光演師を正使とし、本派本願寺藤島了穩、臨濟宗前田誠節、曹洞宗日置黙仙、三師副使として、来廿二日午後一時二十七分七条発列車にて一行神戸に到り、常盤「ホテル」に一泊、廿三日同港出帆の博多丸に搭し出発することとなりたり。右につき新門主随行長は南条博士を初め石川馨（台湾寺務所長）大草恵実（録事）松見得聞（学師）藤岡勝二（文学士）高口吉三郎（医学士）浅井恵定（承事）飼田辰一（家従）尾崎英吉（同）下間頼信（同）山本安太郎（通訳）の十一名

なる由。右に付き昨日午前十時より妙法院事務所に於て、右の一行の爲めに送別の宴を開き、席上村田事務総理の送別の辞、前田副使の答辞ありて午後一時散会せり。尚ほ出発当日は、京都各本山より総代を神戸まで見送らしむること京都、大阪、神戸、各駅付近の各宗派は総代を其停車場に出して歓迎するよし。又大谷派保信会、本山調進方は一昨夜臨時協議会を開き、当日七条停車場前に大なる国旗と仏旗とを交叉すること、神戸まで会員有志総代出発のこと、烏丸通七条以南停車場までに祝灯を掲ぐる事等を決議したりと。因に記す、奉迎帰朝の期限は二ヶ月の予定にて、仏骨を仮安置する場所は妙法院宸殿なりといふ。

### 広告〔明治33年5月21日 第六四四号〕

勅特賜性海慈船大禪師御親臨

宗祖承陽大師 報 恩 授 戒 会  
六百五十回忌

從五月廿三日 名古屋 永 昌 院  
全月廿九日迄 矢場町

### 仏骨奉迎使の發途期〔明治33年5月21日 第六四四号〕

釈尊遺形奉迎使大谷光演師を始め前田誠節、藤島了穩、日置黙仙の四氏は十五名の随行員と共に、愈よ来る二十二日午後一時二十四分七条発汽車にて出発し、同三時五十分三宮に着、諏訪山常盤に一泊し、翌二十三日午前十時税関波止場より小蒸汽船にて博多丸に乗込み、正午同港を解纜することに決定せり。右に付き各宗

委員、其他重なる檀信徒等数百名は神戸まで見送り、又七条三宮  
両駅発着の節は煙火を打揚ぐる由。

#### 永平實首〔明治33年5月21日 第六四四号〕

森田悟由禪師備中地方の戒会を畢りて愛知郡瑞穂村長福寺の授戒  
会へ臨場の為め、去十六日午後二時四十二分熱田停車場に着さ  
れ、その出迎人は長福寺檀徒及吉祥講員等二百余名、停車場最寄  
にて数十発の煙火を打揚るなど中々の盛況なりき、同禪師は本月  
中は長福寺及当市矢場町の永昌院等に滞錫し、来月一日加賀の天  
徳院に赴かる、由。

#### 名古屋地方の新聞人気〔明治33年5月21日 第六四四号〕

人気は仏教に非ざれば取り難しとてには、続々発行せらるゝ新聞  
紙は何れも仏教主義々々々の触出なり。殊更にてもあるまじけ  
れども、真言に片寄りたる一奇事あり。東海日々新聞を題字は雲  
照律師……名古屋日報の題字は弘法大師の墨蹟中より寄せ字した  
る者、又近来は萩倉耕造君が頻りと五円株の株主募集中なれば、  
是亦遠からず発行せらるゝ事なるべし。田島任天居士の大陽発行  
の計画といひ、兎に角名古屋地方の新聞人気は仏教を以て高めら  
れつゝあるなり。

#### 説教〔明治33年5月21日 第六四四号〕

来る廿一日より廿五日まで枇杷島町西源寺にて、同廿五日より三

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（九・完）

十日まで菅原町浄教寺に於て、美濃国本願寺派の司教多田専浄師  
出席説教を開筵せらる。

#### 江尻深誨氏の帰朝〔明治33年5月21日 第六四四号〕

同氏は支那を漫遊し天台山に登られしが、今回帰朝されしを以て  
天台宗の有志家には、来る廿四日当市福泉寺に慰勞の茶話会を催  
さるゝ由。因に同氏は、天台山より種々なる仏像等を持ち帰られ  
しを同日拝観せしめらるゝ由。

#### 名古屋市七ツ寺の一切経〔明治33年5月21日 第六四四号〕

名古屋市門前町七ツ寺の一切経の來歴を記せんに、抑も七ツ寺は  
往昔尾張國中島郡萱津原にありて人皇四十五代聖武天皇の天平三  
年に行基菩薩の開基に係り、その初め正覚院と名けられしがコ  
ハ、行基自から八尺五寸の阿弥陀仏像と三尺五寸の正觀音大勢至  
の兩大士像と外に、六尺五寸の多聞天持国天像等を彫刻し、開基  
の時之を勧請して総称せるによるものなるが、天応元年（光仁天  
皇の朝）に至り、河内国菅田の人河内権守紀は広秋田城介となり  
て任国に赴きしに、都に残せし妻女男児を生み光麿と名け、其子  
七歳になりし時、父を慕ひて出羽に下らんとし、途次尾張萱津里  
に至り病に罹りて死亡せり。折ふし父是広任満ちて京に帰らんと  
て萱津に至り、我兒光麿の病死せるに逢ひ、悲歎の余り正覚院に  
至り、住僧智光に光麿が片時の蘇生を祈り給はんことを請ひしか  
ば、智光憐みて之を容れ、葉師の尊像を壇上に安置し反魂香を焚

き修法せしに、香の煙児の面を掩ふよと見るまに忽ち蘇生し、互に親子の名乗りをなし、やがて光磨は元の如く死亡せり。斯くて是は亡児を同院に葬り追福のため七区の伽藍堂塔を建立し、是より七個の堂宇に因み、改めて七ツ寺と称するに至れり。其後大地震ありて件の伽藍堂塔悉く壊倒したるが、六条天皇の御宇。尾張権守大中臣紀安長といふ人豊後守親実に嫁ぎたる愛女の死亡を悲み、その冥福を祈るため親実とはかりて七個の伽藍堂塔を再建して稲園山長福寺と改称し、十二の僧坊をも興し、且能筆の人を広く天下に求め、高倉天皇の安元元年正月より治承二年八月まで前後四年有余の長年月を閲して五千余巻の大藏經を写し、之を同寺に奉納したり。是れぞ即ち今度国宝となりし一切経なり。然るに其後、天正十九年に至り、鬼頭孫左衛門なる人秀吉の命を奉じて同寺を萱津原より清洲城畔に移せしが、家康の代に当り清洲城を名古屋に移すや、長福寺も亦名古屋に移され、今の門前町に寺領を賜はり、徳川家の弁費によりて伽藍堂塔悉く此処に建立せられ以て、今日に至れるなり。同寺は斯くも再三移転に逢ひ、且其間に水火の災禍を蒙りし事ありたれば、一切経も自然散逸して欠本を生じ、殊に維新の際其保護を怠り、近年まで境内三層塔の内に委棄せられて風雨塵埃の汚流する所となりしを心付きて、僅に之を取纏め堂内に納めしものなり。されば之を納めある唐櫃の如きも三十一個なりしが、委棄中一個は紛失して、今は三十個となり、巻数も五千三巻となりたりど、尚此唐櫃も写本時代の製作にかゝるものにして箱の上に布を貼り、其上部を漆塗とし文字仏像

等を漆書しあれども保護完からざりしゆゑ、今は悉く剥落しあた

ら名筆の仏像も殆んど視るべからざるまでに至れり。

観音普門品

受持講師 水野道秀師

永平家訓

受持講師 早川見竜師

会場は宝町 禅芳寺

特別広告〔明治33年5月28日 第六四五号〕

耶蘇教徒 大演説会

不敬事件に付

今廿八日 午後一時より 両会御園座に於て開会す。

無料

但し傍聴

会主 愛知仏教倶楽部

仏教演説雄弁家投票

得点数



山 武 宮 太 栗 光 小 福 橘 久 中 加 石 吉 佐 任 佐 鬼 伊 無 天 無 近  
 田 田 崎 田 木 弘 寺 田 田 田 村 藤 田 田 藤 言 然 仏 藤  
 祐 芳 智 鉄 碓 祐 默 真 成 竜 甄 海 寅 達 千 天 野 頭 藤 言 居 無 得  
 山 淳 全 吉 伝 言 音 成 典 宗 仙 方 明 代 居 忍 伏 真 居 士 居 士 昇

丹 林 山 栗 小 小 野 有 山 太 岩 佐 岡 小 竜 成 木 住 太 北 小 田 清  
 羽 田 田 本 塚 笠 村 元 田 田 井 野 野 泉 瀬 村 田 田 折 沢 中 水  
 靈 法 教 松 良 原 甚 一 恵 長 智 覚 野 泉 賢 暉 智 如 源 弁 進 竜  
 諦 純 学 寿 蔵 二 三 鱗 博 造 海 範 心 兵 太 意 六 応 順 山

本 田 善 明  
 加 藤 勝 之 助  
 木 村 秀 夫  
 伊 勢 良 量  
 平 岩 親 好  
 鬼 頭 爰 政  
 毛 利 徹  
 加 藤 宗 全  
 吉 田 直 道  
 福 井 天 章  
 鈴 木 宗 円  
 平 野 大 仙  
 妙 蓮 寺 潮 瑞  
 森 省 三  
 小 崎 義 大  
 中 野 一  
 吉 田 泰  
 浅 井 恒  
 長 縄 保 一  
 田 中 □ □  
 林 鎌 太 郎  
 長 谷 川 正 道  
 水 野 玄 秀

八 木 源 十 郎  
 服 部 日 大  
 藤 井 長 光  
 梅 本 文 立  
 木 村 玉 光  
 浅 井 即 心  
 吉 田 仙 次 郎  
 坪 井 諦 堂  
 梅 原 薫 山  
 水 谷 魁 曜  
 藤 井 大 威  
 岡 桐 梨 潭  
 成 瀬 日 俊  
 左 右 田 秋 満  
 加 藤 浩  
 中 西 玉 竜  
 森 西 舟  
 渡 辺 孝 造  
 横 江 覚 城  
 伊 藤 覚 典  
 城 藤 静 山  
 高 梨 敬 寛  
 高 岡 徹 宗

水谷 可定  
 小桜 秀機  
 若原 敬経  
 青木 隆  
 藤田 鉞太郎  
 加藤 亨  
 石川 讓念  
 青山 竜二郎  
 森山 蓮馨  
 吉田 勝市  
 水野 元二郎  
 橘 秀円

### 仏骨奉迎使の出発（神戸電報廿二日）〔明治33年5月28日 第六

四五号〕

昨日来、神諏訪山中常盤に投宿せる仏骨奉迎使大谷光演師の一行は、本日午前十時兵庫県庁より差立の馬車にて水上警察署の波止場に至り、全処より小蒸汽船にて博多丸に乗込たり。当日は見送人は約一万人にして、近きは大阪、京都、遠きは姫路岡山地方より隊を組み来て神し、海岸通りは一時通行出来ざる程の混雑なりき。

### 他派掛籍事件（妙心寺公報正法輪）〔明治33年5月28日 第六四

五号〕

尾張国名古屋市本派一等地総見寺元副住職安田文達は、建長寺派に在籍中、本派総見寺副住職及之に相当する法階を請願し、之を稟承したること後日に至り発覚したるがことは、本派綱目を無視する行為なるを以て、法階は悉く取消し、推薦人も懲誠に付せらるべき筈なるも、本人及推薦人加藤宗俊、鈴木玄説の二人共、各自悔悟懺謝状を呈出したるを情状を酌量し、之が処分として同教区取締へ左の通り達せられたり。

#### 第十五教区本派取締 鎌田 知 轍

該部内総見寺副住職安田文達、曩に法階稟承に際し、其推薦人加藤宗俊、鈴木玄説等は推薦に関し、疎漏の廉あることを反省し自ら懺謝状を呈したり。之に依り文達も亦自ら安んぜず懺謝状を具し、何分の処分を請へり。

抑も法階推薦の事たる宗監上、太だ甚大の責任を有するものなるを以て、推薦人等に対し何等処分を為すべきも、特別の詮議を以て当度限り、之れが警誠を宥恕したり、蓋推薦上疎漏し件は、畢竟推薦人の過失に止り、累を文達に及ぼす所以に非ずと雖も、手続に於て悉くさるる所あれば従て、之れが訂正を為さる可らず。然れども文達に於ては安せざる故を以て、自らの推薦人に対し深く自損の途に就かざる可らざる至当の処置なりとす。

当職は文達に対し、其過去を問はず之を免恕す。宜しく徳義上

自損の実を挙げ、或期間に於て遠慮し謹慎を表すべきの至当なることを信ず。

前記の通、安田文達へ告達すべし。  
右管長猊下の慈旨に依り相達候事

明治三十三年四月十二日

妙心寺派教務本所

第十五教区本派取締 鎌田知轍

該部内総見寺元副住職安田文達法階稟承に際し、推薦上に関し疎漏之廉有之、自然右推薦人加藤宗俊、鈴木玄説に対し、何等の警誠を加うべきも前記二名の者は、自反悔悟の未懺状を且し、兼て処分を請求せり。抑も推薦人は師印及其他に付事件を証明し、一々推薦したる本人の行履を保障すべき責任を有するものなるに拘らず、疎漏の事状あることを発見せられたるは、其当を失するの甚しきものと云はざる可らず。然れども自反悔悟し懺謝を呈する上は、警誠を加ふるに忍びざるを以て、当度限り之を宥恕す。宜 将来を慎み過を復たひせざれ。  
前記の通、加藤宗俊、鈴木玄説へ告達すべし

**奉迎使送別宴** (明治33年5月28日 第六四五号)

仏骨奉迎正使大谷派本願寺新門主大谷光演師は、十九日午後三時より奉迎事務総理村田寂順を始め前田誠節、藤島了穩、日置黙仙二副使及□奉迎事務委員諸氏を榎穀邸に招待し留別の宴を開き、席上村田寂順氏は左の詩三首を贈りしと。

送奉迎釈尊遺形各宗諸師渡暹

南台寂順

奉迎高里渡南洋。靈物東來是吉祥。預祝諸師回錫処。扶桑仏日更生光。

鉄輪截海乱□開。万里処□□壯哉。大聖似追東漸約。更分靈骨渡洋來。

暹王頒贈仏遺形。欣喜奉迎双樹靈。大白牛車容彼土。報恩須布一乘經。

同時に大谷派の大法主光瑩上人には、左の二詩を賦せられたり。

聖代自呈聖代祥 世尊遺蹟現西方 謝君万里迎靈骨 更見日東輝法光。

送誠節和尚了穩司教黙仙和尚為

世尊遺形奉迎赴暹羅國

明治庚子□ 愚 邱

西邦皇帝勅宣伝。使事任□爾勉栴。奇瑞時生皆差巧 靈趾今現亦方便。愍恩更洽暹羅國。光益重加日域夫 休道海洋航路竜 神泰護仏陀船。

嗣光演為仏骨奉迎正使赴干暹羅國賦而示

明治三十三年五月 愚 丘

**仏骨奉迎彙報** (明治33年5月28日 第六四五号)

仏骨奉迎使は、弥よ去廿二日午後一時廿四分七条発列車にて出發することとなり、七条停車場に於て五十発、梅田停車場、神戸停

車場にて何れも五十発づゝ煙火を打揚ぐ。また一行出航の準備として、三原河野両委員□山書記長は、前日午後三時廿七分七条発列車にて神戸に到たれり。▲神戸旅館は中常磐とし、博多丸乗□には、奉迎使は馬車にて海岸に到るよし。▲一行は門司に二日、上海に二日、シンガポールに三日間滞在し、同地より便船に乗替へ暹羅国に到る筈。▲帰朝は七月下旬か遅くも八月上旬にて、暹羅国滞在一週間か長くも十日間を過ぎざる予定にて、仏骨の神戸に着する砌りは各宗管長神戸まで奉迎のよし。▲奉迎使の携帯して暹羅国皇帝、其他へ献贈する品物は左の如し。

一金地芝山入花生

一 対

白斜子袋入茶色紐にて結び絹匣に納め、之を復柩櫃の函に入る。

一平日時絵巻煙草函

一 個

白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め、之を復柩櫃の函に入る。

一真美大観

甲乙二册

紙本絹表二□桐文庫に納め、之を又柩櫃の箱に入る。

又同国大臣僧正稻垣公使への贈品は左の如し。

一七□藤模様花生

一 対

一同古代模様花生

一 対

一古銅象嵌花立

一 対

一古金襴□□五条袈裟

一 肩

右袈裟包は縮緬紅白昼夜仕立箱は□桐外箱付。

一真美大観並製

五部甲乙十册

●仏骨奉迎正使一行の出発 暹羅国へ渡航する仏骨奉迎正使たる大谷派本願寺新法主大谷光演氏をはじめ奉迎使前田誠節、藤島了穩、日置黙仙の諸師は、いよく廿二日京都を出発するにつき、大谷派本願寺にては事務所役員一同午前六時同寺事務所に参加し新法主見送りの準備をなし、広書院において新法主に謁して渡行を祝せり。また同寺用達商人の保信会有志者は、烏丸七条下る処に本山の徽章ある大旗を樹て、同寺地内各戸は悉く本山旗を掲げて共に祝意を表したるが、午前より各宗派の僧侶信徒及び学校職員生徒等は陸続として二条寺に参集し、奉迎事務所総理をはじめ常任委員各宗派委員等も皆前後して参集したり。かくて奉迎正使大谷光演氏は正午同寺の両堂に礼拝し、表玄関より馬車にて出門、南条随行長以下随行員付添ひ七条停車場に着し、先着の三名正使と共に暫時し、やがて正使以下一プラットホームに入り列車に乗り組み、午後一時廿四分同駅を出発し神戸に向ひしが、神戸まで同列車に乗組み見送りし僧俗九百名に及び、七条駅において見送りし人々は久途宮殿下、村雲尼公御使をはじめ九条公、近衛公の使、高崎知事、本派本願寺連枝大谷尊重師、大谷派本願寺総務大谷勝縁師、妙法院門跡村田寂順師その他各宗管長及び管長代理者以下執事、役員、門末僧侶、信徒、各宗学校職員生徒等無量一万余人と註せられたために、同駅内外は人を以て充滿し非常の雑沓を極めたり。又一行出発の際、同駅南手の畑中にて煙花を打揚げ、楽隊は楽を奏して之を饒し、大谷家よりは法主の使都筑録

事、同裏方使尾崎□從、總代島家從いづれも神戸まで見送れり。又同寺事務所役員は半数だけ昨日神戸まで見送り、即日帰山し、残りの半数は本日神戸に赴き同地出発を見送る筈なり。又仏骨奉迎事務所常任委員土屋觀山、後藤禪提の両師は仏教各宗派總代として、大谷派本願寺參務石川舜台師は大谷派總代として奉迎使と同車し、同□□午後三時四十五分を以て神戸に着し、新法主を初め一同諏訪山西常磐に投じ、□□而して本日正午出帆の博多丸にて出発の筈なり。因に正使正名が今回暹羅皇帝陛下をはじめその他への土産物として持参せる品物は別項に記したるが、又大谷派新法主光演師は暹羅皇帝陛下へ献上のため、京都西村總左衛門の調進にかゝる左の品々を携帯せし由。

一 刺繡四曲屏風 一对 (宇治平等院春景代価二千七百円)

一 綴繡壁掛 一枚 (蓮図代価六百四十円)

一 刺繡の扁額 一面 (林中群鷺図代価六百六十円)

一 刺繡結扁額 一面 (山桜の図代価三百二十円)

一 婦人用織物洋服地 一卷 (代価百五十円)

尚奉迎正名一行の午後二時四十分当駅通過の際、大阪各宗僧侶無慮二百余名皆正服用にて構内に参集し、見送の信徒は殆ど三千名に及び、一同最敬礼をなり、当市相統講青年会及び仏教壮年会有力信徒十名ばかりは、神戸まで見送せんため同列車に乘込み、仏教壮年会員等は火花数六本を放つて盛に奉祝せり。又前記仏骨奉迎事務所常托委員土屋、後藤の両師及び大谷派本願寺參務石川舜台師は神戸より門司まで見送る筈なりと。

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教(九・完)

### 特別広告〔明治33年5月28日 第六四五号〕

婦 朝 広 告

納儀台湾及清国へ渡航布教及び靈蹟参拝中の処、今回支那天台山に登り漸く帰朝候に付、早速各位を訪問すべきの処、匆々の際未だ其意を不得候に中、乍略新報を以て御断り申上候、尚携持の佛像等有之候に付、拝覽又は実況談話御聴聞希望の御方は左に御申越相成度候也。

名古屋市桶屋町福泉寺

江 尻 深 海

### 大谷派の賛衆改選〔明治33年5月28日 第六四五号〕

大谷派の賛衆改選は、愈々来る六月一日総撰挙にて二十一名を出し、七月一日其の二十一名より三名を復撰する尾張賛衆は、名古屋市にては総撰挙にて

小林町楽運寺 佐々木 賢 淳

鶴重町安浄寺 黒 田

### 中風止めの名灸〔明治33年5月28日 第六四五号〕

別項広告の如く、来る六月二日より菅原町浄教寺に於て大和光明寺伝来の名灸師出張の由。同家灸治は其の効顯著にして、灸治を乞ふ者毎回到其の数を増かざる事なるが、同病患者は就て其の効能を驗されよ。

### 一 柳智成氏の演説〔明治33年5月28日 第六四五号〕

去る十九日、当市菅原町浄教寺に於て愛知仏教会が会主となり開会したる同氏支那実況演説は、午後二時より開会、当日は案内状持参者の外は入場を許さざりし為に、来聴者は悉く中流以上にして軍人あり、教師あり、官吏あり、氏は第一席に支那の兵備、農工商の事を説き、兵の備兵にして平時定員備へず。其の俸給等は上官の囊裡を肥す事より、支那人が漸く軍隊は何邦と雖も其の組織同一なりとの感を抱くより、或る者は日本は文明国なり、日本に赴き兵隊に備はれたりしなど語りたる者あるなどの事より、商業に於ては其の同業の団結力強く、到底日本商人の如き同士相討つが如き事なく、其の組合又は同郷の者は互に相救援して敗を他邦、又は他団の者に取らざるに尽力する実況を述べ、大に我が商工業界を誡しめ、尚ほ支那現今の状を述べて、支那は成る程半ば破壊されたる亡国なり、然れども恰も大厦の破れて壁の落ちたるが如く却て風に堪え、容易に顛覆の災害を免れ居る者なり云云、第二席には宗教の現状を述べ、支那僧侶の無学にして到底布教の任に堪ふる者に非ざる事より、俚諺に僧侶即ち和尚といふ名詞は一種の馬鹿といふを意味する事より日本の坊主の例を引き、大に誡しむる所あり。次に支那の宗教儒、道、仏、耶の百に對する比例を挙げ、キリスト教は仏国の旧教など仲々に勢力あれども、回教徒は無頼の徒多くして中流社会は伍するを欲せず為に、支那のキリスト教は将来大に望みなく、又仏教は浄土禪により今我々が布教に従事する仏教も大に好便あれば、将来に望みを□すべきを

述べ、四時三十分頃に閉会したり。氏は来月上旬再び上海に赴かる、由なり。

### 大石真虎の謝罪証文〔明治33年5月28日 第六四五号〕

大石真虎は尾州名古屋の人にして画名一世を轟かせしが、其行為亦奇偉なるもの多し。就中左の一語は、最も滑稽を尽せるものなり。当時名古屋の或町に町代を勤むる何某といふものありけるが、此者己が身分の素町人なるを厭ふを以つて、常に士人風を粧ひ、己れが町代を勤むるを幸ひ、肩を聳かして街路狭しと横行し、其頭髮も士人の結様を為ねて前頭を狭く剃り、明は大鬚に結ひ居りけるが、元來此人は聳養子にて、女房に對しては随分閉口し居る方なりければ、真虎其近隣に家居して、常に其の土風を粧ふを氣に喰はず、殊に其頭の狭き剃り方を見る毎に胸悪き思ひを為し、何とかして彼の頭を人並に剃り拵げさせんと陰謀を巧みありしが、去りとは知らず、某は一日近所なる髮結床に來り、月代を剃らんとせしに真虎これぞ幸ひなりと店主を私かに物陰に招き行きて云ふ様、今來たられしは御身達も音に聞く町代某殿なるが、且那は養子の御身分にて何事も内儀任せ頭の剃様などが、旦那には人並みにせんことを望まるるも、何分内儀が士人風を好まらる故、不得止斯く狭く剃り居らるゝ事なれば、其の心得にて次第に剃り拵げよ。但し人目があれば、外辺は小言位申さるゝ事あらんも、そこを堪忍して何分頼むとの旦那の仰せなりとて、窃かに一分金を渡したれば、床屋は真に受けて、夫れより手過ちに托け

て二分二つ、削り拵げ、二三回にてヤ、人並の前頭を為したるが、一日某は例の如く床屋に來り、太くこれまでの疎忽を叱責し、今度は屹度疏勿をせぬかと言ひ詰れば、床主は微笑しつ委細承知仕りたりと一向平氣の様子にて、月代に取掛らんとすれば、某大いに憤り、此奴真の麁勿に非ず、必らず其故あらんと問ひ詰むれば、床屋も終ひには隠し得ず。先日真虎に依頼されし旨を告るに、町代はヤツキとなり急ぎ我家に歸り、直ぐさま真虎を呼び寄せ、我れに何の恨み有つて我頭を弄り物とはなしたるぞ、御氣の毒様位の言ひ訳で済むと思ふか、汝の如きものは誤り証文を板にでも致し置くが宜いと散々に談じ付けたれば、流石の真虎もたゞ詫入るのみにて一言の返詞なく、逃ぐるが如くに辞し去りたるが、真虎もさるものなりければ、直に瓦板といふものに左の如き文言を彫刻せしめ、翌日町代の許に差出したり。

誤まり申証文の事

一我等□□□□□□に付き、貴殿へ対し申訳も無之儀誤り入候、以後斯様のやりそこなひ不仕様精々心掛可申誤り証文、仍

姪件

年月日

大石 真虎

誰 殿

然れば、町代某も余りの事に呆れ果て、茲に初めて其忠告の切なる心根を察し、大いに後悔してこれより頭も全く人並に剃落しいと丁寧なる人になれりとぞ、ア、滑稽も此に至つて功なしとせんや。

「能仁新報」よりみた名古屋の仏教（九・完）

仏告（明治33年5月28日 第六四五号）

例月十日、廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師

永平家訓

受持講師 早川見竜師

会場は宝町 禅芳寺

仏骨奉迎委員会（明治33年6月4日 第六四六号）

大仏妙法院なる仏骨奉迎事務所にては、廿八日午後常任委員会を開き委員の事務を区分して、第一第二の両部を置き、第一は奉迎に関する儀式及び諸般の準備、第二部は奉安所塔廟、其他の設計に係る事項及び仮奉安に係る事務を分掌することとし、委員の分担を左の如く定めたる由。

第一部河野良心、後藤禅提、名和洵海、青井俊法、小林栄運、

第二部蘭光轍、三原俊栄、土屋観山、有沢香菴、田村豊亮

尚ほ、奉迎の件に付き、各宗派管長会議に提出すべき議案編製のため蘭光轍、名和洵海、土屋観山、後藤禅提の四師を委員に撰定せり。

天台宗よりの運帝に献上品（明治33年6月4日 第六四六号）

今回仏骨奉迎の初め、各宗より渡邉せらるゝに付、各宗派に於て

も夫々適當の物品、或は土産を準備し暹羅皇帝並に其他王室へも献上せらるゝに付、本宗にんは盛門三井三山合同して堂塔名監數十個等を大なる写真に撮り、之れ美麗なる帙入仕立となし（縁由を英訳にて添へたり）献上することに纏り、製本の上右渡遅せらる奉迎使に委託し、之が献上の手續を請はれたりと。

#### 各宗派管長會議〔明治33年6月4日 第六四六号〕

同會議は、愈よ来月五日より妙心寺内竜泉庵に於て開會することと為り、仏骨奉迎事務所総理村田寂順師より各管長へ左の通牒を發したり。

本年四月廿日、各派會議の決議に依り、来る六月五日より三日間京都花園妙心寺内竜泉庵に於て各宗管長會議開會致候間、該日午前九時迄に出席相成度、此段御通候也。

追て各宗派より出席委員の数は、明治三十二年六月十二日各宗派管長の決議せし各宗集議所規則第四条に準じ、御出席相成候様致度為念申添候也。

#### 奉迎使香港着〔明治33年6月4日 第六四六号〕

去る三十一日、無事同港に着す。兩三日滞在の後ち、博多丸にて嘉坡に向ふとの電報ありたり。

#### 古今未曾有の盛挙〔明治33年6月4日 第六四六号〕

对不敬事件仏教演説

去る廿八日 皇后陛下御誕辰の佳日を卜し、名古屋第一の美觀を極むる劇場御園座に就て、对不敬事件仏教演説を開會せり。会主は愛知仏教俱樂部員にして、昼夜二回に開會せられたり。定刻は午後正一時よりといふも、午前十時頃より続々聴衆は同座に集まり、開會の頃は殆んど満場なりし。水野、早川、森、萩倉、其の他の演説ありて、同五時に閉會したり。夜間は正七時より開會の筈なりしに、聴衆は凡そ五時過ぎより来集せしも、同座の規則として点灯以前に入場せしむるを得ざる筈なれば、止むなく入場を謝絶せしが、其の次第は一般の来集者に貫徹せず。同座の面前は殆んど四五百名の大乱雑を醸し、警官の来りて制するも力は及ばず。漸く電燭を認むるに至りて大木戸を開くや、此の来集者は一時に入場し、殆んど宏壮なる劇場を震動せしめたり。引き続き入場する者緒の如く、七時に至り三千名の定員を超えたりとて入場を禁ぜられしより、再び座前に人の山を築き、警官の制止も如何ともする能はず。止むなく階上の龔席を開らきて之れに上らしめたり。然るに龔席を密かに脱して棧敷へ出づる者あり。遂には演台をも置くべき位置なきに至りしも、鶴見、宮本、横井其他の諸氏は、熱心にキリスト教の国害なる所以を証引して論ずる所ありしより、満場は静肅に之れを謹聴せんとするも、入場を得ざる坐前の来集者は、或は喊声を揚げ、或は波動を起す。其の郷音の場内に達すると、尚ほ龔席に在る者の不満の声を立て、殆んど騒然たりしが、流石熱心なる聴者なりき。其て際涯にも拍手の声は起り、前古未曾有の盛会なりし、当日或る人の語所によれば、来

集せし者は一人に近く、其の口は入場を得ざりしと、斯る混雑を極めたる為に、同坐を修飾せし彩旗の杆を押し、其他場内に敷きたる戒壇を荒らしたるなど、同坐の重役諸氏も悉く仏教熱心者なれば、此の辺の損害には少しも頓着せず、非常なる歓心を以て迎へ居らると、兎に角に未曾有の演説なりし。

#### 朝日座の演説〔明治33年6月4日 第六四六号〕

浄土宗の吉水徳成氏等数名にて、去る三十日杉ノ町の同座に開会非常なる盛会なり。

#### 西別院の降誕会〔明治33年6月4日 第六四六号〕

去る廿七日、当市西別院にて於て行はれたる宗祖の降誕会は、前号に記したる如き次第に延引されしも、当日は諸講中尚徳会員等の尽力にて盛大に行はれ、午後は正式の勤行あり。午後に至り狂言の催し園遊会などあり、拾七箇所に飲食店を出し、各々好みに随ひて飲食し興を尽くして退散されしは七時に近かり。

#### 愛知育児院拡張演説並に幻灯会〔明治33年6月4日 第六四六号〕

海東郡巡回特派員近藤疎賢、石田寅方、井本至誠の三氏は五月廿四日、遠島村字宝安了寺に於て開会、齊藤久三郎宅宿泊、同廿五日篠田村福栄寺に於て開会、石原芳次郎宅に宿泊、廿六日野間村立尋常小学校に於て開会、石原芳太郎宅に宿泊。右三日間は近藤師の巡回にて昼夜開会、翌日より石田師と交代巡回せらるゝ廿七

〔能仁新報〕よりみた名古屋の仏教（九・完）

日、越治村念道寺に於て開会、猪飼篤三郎宅に宿泊、廿八日神守村養源寺に於て開会、役場内に宿す。廿日日光村真宗説教所に於て於会大杉新十郎宅に宿す。三十日〇洲村西源寺に於て開会、卅一日大野村、六月一日新田、右昼夜に開演来聴者夥しく惣て盛会なりき。因みに宿泊等は悉く篤志を以てせられ、役場員并に地方委員等は非常に尽力され奇特の事なりき。五月廿四日、海東郡遠島村字宝にて近藤疎賢師、愛知育児院拡張のため慈善演説を、又同村七宝職工の爲め、文学教授の九江老儒は左の詩を近藤師に呈送やられたりと。

聴慈善大演説有感

弁尚如流水。愛邦又敬神。説明忠与孝。貫徹金剛心。

九江老生

呈疎賢近藤禪師閣下

廣告〔明治33年6月4日 第六四六号〕

例月十日、廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師

永平家訓

受持講師 早川見竜師

会場は宝町 禅芳寺

**正使随行**〔明治33年6月11日 第六四七号〕

大谷派新門主が仏骨奉迎の為に暹羅に赴かれしが、其の随行任命は左の如し。

○四月二十四日

積尊御遺形奉迎正使随行長を命ず

南条文雄

積尊御遺形奉迎正使随行を命ず

石川馨

同

大草慧実

同

藤岡勝次

同

松見得聞

積尊御遺形奉迎使随行申付

浅井恵定

同

飼田辰一

同

尾崎英

同

下間頼信

**仏陀伽耶の親告式**〔明治33年6月11日 第六四七号〕

仏舍利奉迎使の一行は汽船中にて協議を開き、曹洞宗の日置黙仙師の提議にて暹羅国王より尊骨を領したる上は、更に仏陀伽耶に詣で親告式を挙行することに決したれば、一行は印度に廻航すべき依り、帰朝期凡そ二週間余も延期する由。

**永平寺貫主**〔明治33年6月11日 第六四七号〕

森田悟由禅師には、当市矢場の永昌院の授戒後は金沢の天徳院に赴かれしが、去る八日同地より大阪に赴かれたり。

**仏骨奉安準備**〔明治33年6月11日 第六四七号〕

仏骨奉迎準備に付ては、各宗管長会に於て帝国仏教会則同細則の確定するを待ち、引続き同会の協賛を求むるにて、其原案は左の如し。

仏骨の長崎に到着するや同地二泊佐賀、博多、小倉、赤間関各一泊、広島二泊、尾之道、岡山、姫路、神戸各一泊、大阪二泊にして、京都に到着は長崎より十五日目とす。▲仮奉安会は京都御到着一週間以後に於て、一週間之を行ふ事。▲拝瞻会は明治三十四年四月八日より同五月十五日迄施行の事。▲塔廟建設の起工式は前条四月八日より五月十五日の中間に於て行ふ事。▲上陸会、奉迎会、拝瞻会の三会施行の日に於て、各宗派大小の寺院は瞻鏡を喝し相当の供養を為す事。

**各宗派管長会議**〔明治33年6月11日 第六四七号〕

同会議は予記の如く、五日より花園妙心寺内竜泉庵に於て開会、午前は諸般の打合せを為し、午後一時三十分より本議を開きたり。当日出席の各管長同代理者及委員は左の如し。

真宗興正派管長華園沢称○真宗誠照寺派管長二条秀源○華嚴宗管長佐保山晋円○大徳寺派管長菅広洲○妙心寺派管長小林宗輔○天竜寺派管長橋本峨山○仏骨奉迎事務総理村田寂順○大谷派管長代理石川舜台○本派管長代理近松尊定○相国寺派管長代理伊藤貫宗○南禅寺派管長代理畑道温○建仁寺派管長代理瑞間惟陶○曹洞宗管長代理織田雪崑○真言宗長者代理土宜法竜○真宗

木辺管長代理松原深諦○高田派管長代理藤山真証○西山派管長代理青井俊法○融通念仏宗管長代理黒田覚洲○真言宗委員小林栄運○時宗委員河野良心○臨濟宗委員有沢香庵○誠照寺派委員藤井学道○真言律宗委員岩城元随○東福寺派委員林素嶺○興正派委員三原俊栄○天竜寺派委員北条周篤○天台宗真盛派委員古泉性信○東大寺派委員雲井春海○相国寺派委員宮崎梅芳○妙心寺派委員稲葉元厚○曹洞宗委員弘津説三○大谷派委員児門賢象○仏光寺派委員渋谷円順○黄檗宗委員鈴木恵眼○本派委員神根善雄、同和田円什○西山派委員岩瀬靈雲○永源寺派委員最上祐禪○日蓮宗委員田村豊亮

天台宗委員蘭光轍、臨濟宗委員後藤禪提、大谷派委員土屋観山、本派委員名和洩海の四師番外席に就き、先づ仏骨奉迎事務総理村田寂順師の仏骨奉迎に関する報告演説あり。夫より本派管長代理近松尊定師を仮議長とし、正副議長を撰挙したるに、天竜寺管長橋本峨山師議長に、真言宗長者代理土宜法竜師副議長に当選したるも、峨山和尚は議事の整理などは知らずとて副議長に依頼し、満場異議なきを以て土宜法竜師議長席に如き第一号議案帝国仏教会々則の議事を開かんとせしに、弘津説三師の發議に依り議案熟考の爲め休会することに決し、午後三時散会す。

### 第二日の各宗派管長会議

同会議は引続き妙心寺竜泉庵に於て開き、第一号議案帝国仏教会々則を審議する筈なりしが、同案に対しては修正意見を抱けるもの少なからざるを以て、先づ協議会を如き午後三時に到り、大

谷派法主大谷光整師の来会あり。又前日出席せざりし仏光寺派管長代理有馬憲文、真宗三元派管長代理星野貫了、天台委員中村勝契、大徳寺派委員菅田実吉、西山派委員零群零雲の諸師も出席して擬議せしが、結局帝国仏教会なる名称は其当を得ざれば、会名を始め其他の各条に修正直加ふる爲め、各宗派より修正委員を定め申出ることとして、遂に本会議を開かずして午後六時散会せり。

●各宗派管長会議（七日は休会） 各宗派管長会議、去六日の協議会に於て帝国仏教会々則案の爲め、各宗より委員を撰出することとし、右撰挙の結果曹洞宗より弘津説三、真言宗より小林栄運、臨濟宗より瑞岳惟陶、真宗（本派を除く）各宗より有馬憲文、本山より神根善雄、天台宗より中村勝契、日蓮宗より田村豊亮の七師当撰したれば、五日も本会議を開かず。午後一時より大仏妙法院に於て同委員会を開き、番外蘭光轍、土屋観山、名和洩海、後藤禪提の四師出席し、大谷派本願寺法主も三時過より臨席して七時頃散会せり。

### 第三日の各宗派管長会議（明治33年6月11日 第六四七号）

各宗派管長会議、八日午前十一時三十分より妙心寺竜泉庵内に於て開会、出席者は大谷派本願寺法主、天台座主を始め三十六名にて、先づ第一議案日本大菩提会々則（委員修正案）の議事を開きしに、第三条の起業方法に対し、本派本願寺委員は単に覚王殿建築に止め教育及慈善事業を見合すべしと發議したるより議論沸騰

し、纏らざるを以て交渉の爲め休憩数度に涉りて、午後三時三十分再び本議を開き、本派委員神根善雄師は番外土屋觀山、後藤禅提両師との間に激論あり。本派委員は徹頭徹尾、教育慈善を大菩提会の事業と爲すことに反対せしが、大谷派委員和田円什師の発議に依り、原案の二説会を開くべきや否やに付き採決することに決せしかば、本派管長代理近松尊定、木辺管長松原深諦、三元派管長代理星野貫了、本派委員名和洵海、同菅田実元、同神根善雄の諸師は袂を聯ねて退場せり。夫より議長は本案に付き採決せしに、過半数にて二説会及び三説会を省略し、本案可決確定し引続き第二号及三号議案を議したるに、是亦異議なく可決確定し、午後四時五十分散会せり。即ち当日可決確定の議案は左の如し。

#### ○第一号議案

日本大菩提会々則

第一条 本会は日本大菩提会と称し、本部を京都市に置き支部を各地方に設く。

第二条 本会は積尊の遺形を奉安し、其聖徳を額揚し国民の道義を涵養する目的とす。

第三条 本会の目的を達せんが爲め、順次左の事業を起す。

起業方法は別に之を定む。

第一期 覚王殿建築

第二期 教育及慈善

第四条 本会の会員を分て左の四種とす。会員待遇方法は別に之を定む。

一名譽會員（本会職員会の推撰による者  
又は金百円已上を喜捨したる者

一特別會員（本会職員会の推撰による者  
又は金十円已上を喜捨したる者

一正會員金一円已上を喜捨したる者

一随喜會員応分の金品を喜捨したる者

第五条 会員の徽章及証券は、本部より之を交付す。

第六条 本会は、各宗派管長を推戴して名譽会監とす。

第七条 本会は会務処理の爲め、左の職員を置く。職員の仕事規則は別に之を定む。

一理事長 一人

一理事 十人

第八条 理事は本会々議に於て委員中より之を互撰し、理事長は理事の互撰を以て之を定む。

第九条 本会に監事三名を置く。其撰出方は前条に準じ。

第十条 本会々議は各宗派撰出の委員を以て之を組織す。

第十一条 会議は定期臨時の二種に分ち、定期会は毎年一回之を開き、臨時会は緊急必要がある場合に之を開く。

第十二条 現金の出納は特約銀行をして之を取扱はしむ。

第十三条 経費の予算は本会々議に於て議定し、決算は毎年定期会に報告す。

第十四条 支部に関する規則は別に之を定む。

以上

#### ○第二号議案

## 日本大菩提会施行細則

第一条 本会々員募集の爲め、勧誘委員若干人を各宗派より撰出す。其員数は従來の慣例に依る。

第二条 勧誘委員には本会より囑托状を交付し、其姓名を各宗派に報告す。

第三条 勧誘委員は本会本部より一定の方針を示し派出せしむ。

第四条 各宗派は勧誘委員に便宜を与ふる爲め、門末一般に対し訓示するものとす。

第五条 勧誘委員派出期限は一方面約一ケ年とし、一組二人以上を以て各府県を分担せしむ。

第六条 勧誘委員は其担任地に於て領収したる金員百円に達する毎に、金員の姓名簿及金額を明記し本会へ郵送すべし。

第七条 本会の発会式は明治三十四年四月之を行ふ。

### ○第三号議案

#### 起業順序

#### 第一期事業

##### 覚王殿建築工事

一、入会者凡百万人に達するを待ち、覚王殿並に付属物の建築に着手すること。

二、建築物は壮大堅牢にして、永遠に保存し得べき範囲内に於て之を計画すること。

三、該工事の落成期は凡七ケ年とす。

#### 第二期事業

##### 教育及慈善

第一期事業終了を告たるときは、更に会員中より喜捨金募集し、凡見込み立たる時を待ち起業に着手するものとす。

#### 総見寺の後任事件と本社迷惑(明治33年6月11日 第六四七号)

当市総見寺の現住安田文達氏が同寺に住職せられたるは、全くの違式の事にて同氏の僧籍は、建長寺派に在れば、妙心寺の末寺に転住すべからざるは謂ふ迄も無き事なるに、如何なる間違にや本市の政秀寺及光勝院が推挙者となり、本山に申請して同寺に住職せしめたり。然るに此の事露頭に及び、前記推挙者は処分せられし事を能仁新報に記せしより、之れが関係者は立腹し、非常に本社を悪く申居る由なるが、本社は実に意外の迷惑千万なる事なり。元來該記事を能仁に掲げたるは、既に住職事件の落着後数ヶ月を経たる後の事なるが、抑も之れを能仁に掲げたる次第は、違法職事件に付ては世人は甚だしき誤報を伝へ、関係の人々をば最も罪惡極る者となし、殊に本山より重科に処せられたるが如く風聞するより、本社は本人等の爲に氣の毒に思ひ、本山の処分は輕き警誠なる事又違法職事件も世人の風説するが如き者に非ざる事を、本人等に代て弁明し呉れたるを如何に思ひけん。世間の風説を知らざる関係人等は、誰れも知らぬ事を能仁が掘き出したるとして激昂し居るとは、其の痴口は笑ふべきも恩を仇にといふ事は是等ならん。併しながら若しも你等にして尚悟る所なくば、夫

れこそ你等の為に大打撃の素破を抜くの筆をも領せり。少しは脳を冷して了一了せよ。……

寄書〔明治33年6月11日 第六四七号〕

訪問伝道の実を挙げ 早川 見竜

布教伝道の事たる、之れを謂ふや易くして、之れを実地に行ひ、而して直ちに其の効果を奏する事や、頗る至難の業と謂つべし。今この所謂布教伝道を以て自から任ずる者、啻だに演説若しくは説教なるものを以て、布教上の唯一得策と心得しにや到る処の寺院に於て此等の事業は行はれて、其盛衰や教門の為には頗る賀すべしと雖ども、翻つて眼を参聴者の機類何如に注ぐ時は、又た歛心せざるものゝ如し。いかんとなれば今この所謂寺院に集れる参聴者なる者は、老翁野婆に非れば東西未弁の児童ならざるはなし。言を換ゆれば直接社界の事業に与かるものには非ずして、寧ろ社界の事業に遠ざかるの機類と云はざる可らず。吾人は斯るを全然廃棄する者には非れども、日進月歩の趨勢に鑑んがみ、人智発達の現下に徴して、斯る機類を投機衆として布教せんよりは、寧ろ他の方面に向て布教を試み、誠心誠意之れが実行を企画したらんには、充分の効果あらん事を断言するに憚らざるなり。請些しく之れを謂はしめよ。

今この所謂布教家を以て自から任ずる人、寺院の説教場に青年者若しくは、壮年者の参集せざるのを視て、直ちに評言すらく、此れ青年者又は壮年者には、道德の感念なく宗教心は既に欠乏せり

と。嗚呼、之れ何等の戯言ぞや。凡そ人として社界に生存する以上は、天賦の良心を具せざる者は有らざるべし。而して此の良心たる、或る場合に於ては之れを隠蔽し、又た或る境遇に接しては、之れを汚濁せしめ、時に触れ、処ろに応じて其の発動機が不徳義となり破廉恥となり、遂には刑法上の犯罪者を造り出すに到るは、人生の数なるべし。斯る可憐の出来事は、常に青年者又は壮年者の部属に於て其の多きを視るなり。故に此等の部属を誘掖して、益々其の良心を發達せしめ、以て俯仰天地に恥ぢざるの、極楽地に到らしめてこそ、由来布教家たる者の先天的本分なれ。

爰んづ口を宗教心の欠乏に仮りて、徒らに責任を無視するの愚を演じて可ならんや。蓋し願ふに彼等青年者の部属が、寺院の説教場に参集せざるは単に宗教心の欠乏するには非ずして、外に別の理由在つて存する事を知らざる可らず。彼等が日夜採りつゝある諸般の業務は、社界の進歩すると俱に益々繁激を加へ、彼等の身軀は常に繁激の文字に抑圧せられて、寺院の説教場に参集するの時間を与へず。否な寧ろ事情に於て之れを許さざるなり。去れば之れを縁なき衆生と視恠して、投機衆以外に放棄せんか。吾人は決して其の然らざるを信ず。茲に及んで最も其の有望の効果を期して、着々為すべきの事業は唯だ訪問伝道の一途あるのみ。視よ全国各都会の地に商業家として最も名あるの家を、(例せば当市の伊藤呉服店、大丸呉服店の如き)常に多数の番頭丁稚を使役し、又た多数の出入り人を備役しつゝある事を、布教家たる者にして、常に此等の家を訪問し、慎重に其の主人其の支配人に協

議して、一ヶ月一回か若しくは二回の間にて、直接其の家に就き、業務に支障なき限り、一間の席に彼等を相集めて循環として布教伝道を試みたらんには、其の労力や微少にして、其の効果を収むる事や。寺院に催す説教の効果に優れる事、其の幾倍なるや知べからず。嗚呼、刻下の急務として着々断行す可きの事業は、夫れ唯だ訪問伝道に在るか。吾人不敏なりと雖ども、多年身を仏門に寄せ、白毫光裡に日月を過ぐす上は前述の言を為すも、奚んぞ徒らに議を好むの意に出でんや。幸ひに燃ゆるが如きの熱誠を以て、身を布教場裏に投ぜらるゝ、文明的の布教家諸氏よ。枉げて吾人の微言に意を傾けられん事を。

#### 名古屋大須観音堂〔明治33年6月11日 第六四七号〕

名古屋市大須北野山宝生院真福寺の観音は、俗に大須観音と称し、諸人の信仰浅からざれば、其堂宇頗る壯麗を極めたりしが、去る明治二十五年三月二十二日の夜、境内の劇場宝生座より出火し、遂に本堂始め五重塔并に仁王門をも烏有に帰し、爰に名古屋市の一大美観を失ひしが、其の後、真福寺住職始め有志者の尽力により普く寄付金募集して堂宇再建を計り、其起工式をあげしは実に二十五年六月なりき。越えて八ヶ年の星霜を経て漸く竣工し、今は只内部の裝飾を残すのみとなれり。

抑も大須観音といふは、今を距ること七百二十余年の昔し、人皇八十二代後鳥羽天皇の建久年中、美濃国中島郡大須に建立せられたるものにして後醍醐天皇深く之に帰依し給ひ、当時土御門三品

親王宝生院の別当として同寺の住職となり給ひ、禄高も三千石あり。当時は勅使殿の設けさへありて、至尊を始め奉り皇族貴顕の間々ありし程の名刹にて徳川氏の世となり、初めて美濃より名古屋の現在地に移し以て今日に至れるものなりされば、同寺には古文書も多く存して、今も尚ほ散逸せず。火災の時も此宝庫のみは幸ひに難を遭れたるが、其宝物の重なるものは昔公自筆の御影にして、後醍醐天皇特に京都北野山の宝物中より選抜して同寺に賜はりたるものなりといふ。左れば維新の頃までは、境内に天神を祀れる祠ありしが、其後神仏分離の際、天神社は他に移され、観音は依然として世の渴仰浅からず今日に至りぬ。災後新築の計画あるや諸方より金品を寄付し立ろに其計画成り、災後間もなく起工式をあげ、二十七年七月地均式を行ひ、二十八年六月建柱式をあげ、三十年十二月仁王門落成したり。扱堂宇の形式については人を山城大和諸地方に派し、所有古名刹を視察し、遂に紀州粉川寺の形式を摸し、之に多少の修正を加へたるものにして、其の構造は二重造りなり。尚ほ内部の裝飾等は本年中に悉皆成功の見込みにて、遅くも来春は移仏式を挙行する心算なりと云ふ。因に建築に要する費用の予算は約十万円なりと。

#### 大菩提会創立式〔明治33年6月18日 第六四八号〕

仏骨奉迎に關し、各宗派管長会に於て日本大菩提会の組織確定したるに付、去十一日午後二時より大仏妙法院に於て、提携の各宗派管長及重役参集なし同会の創立式を挙ぐ協議を為したり。

**奉迎委員会**〔明治33年6月18日 第六四八号〕

仏骨奉迎に関する準備に付、去十日午前九時より妙心寺竜泉庵に於て委員会を開く。

**仏骨奉迎各宗派委員会**〔明治33年6月18日 第六四八号〕

仏骨奉迎準備に関し、去十日午後一時より妙心寺竜泉庵に於て各宗派委員集會し委員会を開きたるが、出席者は左の如し。

相国寺派宮崎栃芳、真言宗岩城元隨、融通念仏宗黒田覚洲、専修寺派藤山真澄、黄檗宗鈴木恵眠、興正寺派三原俊榮、南禅寺派山名□山、時宗河野良心、天台宗蘭光轍、西山派青井俊法、大谷派土屋觀山、永源寺派天□□越、妙心寺派後藤禪提、曹洞宗有沢香庵、仏光寺派渋谷円順、誠照寺派藤井学道、天童寺派北条周篤、日蓮宗田村豊亮、建仁寺派後藤文宸

以上十九名にして、議長を互撰せしに後藤禪提師当撰し、夫より仏骨奉迎に関する事項を議せしが、原案には仏骨の長崎に着するや佐賀、博多、小倉、赤間関、広島、其他順次一泊、又は二泊して、京都に入着は長崎より十五日目なるも、かくては余り長びくべしとして日数減少説出て、一時四十分休憩を為して協議会を開き、二時□十分再び開議して、左の如く決議し、是れにて委員会全く終了し、議事録に調印して退散せしは、午後三時三十分なりしが、其確定議案は左の如し。

**議案**

明治三十三年四月の議事録奉迎協議案第九項の四により、左の

通り之を決議す。

- 一、長崎京都間の御駐輿は七日以内とし、其場所撰定は常任委員に一任する事。
- 二、京都御着奉迎会に関する場所及日数は、常任委員に一任す。
- 三、仮安置会は奉迎会、引続き三日間之を行ふ事。
- 四、拝瞻会は明治三十四年四月八日より五月十五日施行の事。
- 五、前条の期間に於て覚王殿建設の起工式を行ふ。
- 六、拝瞻会施行の初日に於て、各宗派の寺院は梵鐘を鳴し相当の供養をなすべきことを其宗派より報告すること。
- 七、法要の施行方法は常任委員に一任す。

**覚王殿建立地について**〔明治33年6月18日 第六四八号〕

釈尊仏骨の奉安する覚王殿建立地については、或は南都にせんといひ、或は叡山または京都市内にせんといひ、または東京にと望むもあり。人々の意思により議論も区々たるが、仏骨奉迎委員に於ては未だ建立地を協議するまでに實際運び居らず、過日妙心寺竜泉庵にて決定せしめ日本大菩提会の設計にては、全殿の工事を七年間に成工せしむべきものとなしありて、其境内は十町四方位とし、之に莊嚴宏大なる仏殿を建立せんと議あるも、京都市にて此の如き広大なる敷地を望むべくもあらず。中には古来より王城鎮護の靈地なる叡山にせんといひ、または成るべく衆生の結縁札拜に便なる市内とし、若し十分の敷地を望むべからずんば、今

少しく規模を小にするも可なりと云ひ、これまた議論区々たるも、畢竟箇人の意思に止まり、大菩提会に於ても未だ正式に發議する運びには至り居らずといふ。

### 本派と大菩提会〔明治33年6月18日 第六四八号〕

本派本願寺の各派と協同して仏骨奉迎の爲め、既に副使として藤島了穩師を暹羅国に派遣したるも、既報の如く妙心寺會議に於て日本菩提会規則を議するに当り、同派委員は第一期の事業たる覚王殿建立に同意を表したるも、第二期の教育及び慈善事業を起すことに反対し、激論の未管長代理以下委員十□袂を聯ねて退場し、爾來同會議に列せず。又十一日の菩提会創立式にも参列せざりしが、同本山にては愈よ各宗派と提携を絶ち、藤島師の仏骨奉迎副使を罷め□□は来る九月巴里に開く万国宗教大会より招待せられ居るを以て、暹羅国より直ちに仏国に出張を命せることと顧問会に於て決議したれば、不日法主の裁可を経て發表する由。尚ほ本件に付き、前日本派の利井明朗、名和渕海二師は妙法院に到り、村田總理に面談したる趣き。

●浄土宗管長交代 西山派管長大僧正清水範空師、管長満期に付き同派総本山誓願寺住職大僧正久田□道師と交代願出に依り、去る八日国務省に於て之を認可せり。

●大谷派法主の金沢参向 大谷派本願寺法主大谷光瑩師は、去十日午前六時廿五分七条発列車にて石川参務、藤井録事、鈴木、久米両承事等を随へ金沢別院に到り、九日より十三日まで、五日

間別院にて執行する前門主嚴如上人の七回忌法要に参向し、又十一日は、金沢衛戍戦病死者追悼法要を兼六公園紀念碑前に於て修法せり。

### 日本大菩提会創立式〔明治33年6月18日 第六四八号〕

各宗派管長會議に於て議決したる日本大菩提会は、十一日午前十一時五十分大仏妙法院宸殿に於て創立式を挙行せり。宸殿尊牌段は白の幔幕を以て覆ひ、幕外中央上段に妙法院第十七代獅子吼院一品堯恕法親王の御染筆なる釈迦文殊普賢三尊の大幅を掲げ、一同着席するや理事長村田寂順師は左の開会の辞を朗読せり。

世儒曰く。人皆堯舜たるべし。之を前に行ふは古の堯舜なり。之を後に行ふは今の堯舜なりと。在俗己に然り。我徒豈また自棄す可けんや。夫れ釈迦牟尼世尊は己成の仏にして、吾人は当成の仏なり。惟る夫れ人寔に先後の差あり。而て教法に固より古今の異りなし。然は則其の後人をして先覚に同く当成の仏をして己成の仏たらしめんと欲せば、必先づ其古今異りなきの宗教に依らしめざるべからず。然るに晩近桑門の紀綱漸く弛み概ね依るべきの□規に依らずして、却て為す可らざるの事を爲し、法力内に衰へ勞利外に競ふ。此に於て檀越信を失ひ邪魔隙を窺ふ。蓋し□□の振はざる□として是れ之に由る。嗚呼苟くも釈尊の徒たるもの誰か奮発興起せざる可けんや。今や幸に暹羅国王陛下釈尊遺形頒賦の盛事に遭遇するを得、実に空前の盛事にして仏法興隆の大好機たり。而て其奉迎使は殆ど彼地に達

せんとし、靈尊入朝の期亦遠きに非ざるなり。此の時に当り、須く先づ内弊を矯正し、三業清浄に虔礼以て之を奉迎し、深信以て忝敬供養の誠を尽さる可らず。然れども寸膠以て黄河を澄清するに足らず。孰か豈能く頽運挽回す可けんや。是を以て鴻業を永遠に凶らんと欲せば、必ず広く天下の信朋を結合し、和通填輔以て盛略を贊襄せざる可らず。是各宗協同新たに日本大菩提会を創設せる所以なり。抑も本会の目的たるや、先づ輪奐たる大覚王殿を創建して釈尊の遺形を奉安し、其遺徳を顕揚し内には以て国民固有の道徳を涵養し、外に南北仏教を混融し異苗殊根を問はず、等しく大乘仏教の法雨に潤しめ以て万世一系の皇威と三千年以来仏光を併せて内に輝かし、共に俱に四恩に報答せんことを企図す。仰願くば寸善尺魔の障礙無く、速に本会の結果を成満せんことを。謹て本会創立の旨趣を宣ること云爾。

奉迎事務総理兼

日本大菩提会理事長

明治庚子六月十一日 妙法院門跡 村田叔順

次に真宗誠照寺派管長二条秀源師及び仏光寺派管長代理有馬憲文師の祝辞、仏骨奉迎委員総代田村豊亮師の答辞あり。来賓鳥尾得庵居士は一場の演説を為し、古へより山城大和両国は仏教各本山の所在地なれども、今日は帝都を東京に移され、時勢自ら一変し居れば、仏骨奉安の地は東京を以て適当と考ふる旨を述べ、午後一時式を終り、折詰の饗ありて退散せり。尚ほ当日重なる来会者

は天台座主中山玄航、真宗興正寺派管長花園沢称、建仁寺派管長竹田嘿雷、南禅寺派管長豊田毒湛、栗田青蓮院門跡三、玄津、誠照寺派管長二条秀源、相国寺派管長中原東岳の諸師、其他管長代理委員等にて来賓は鳥尾得庵居士及び京口新聞社等六十余名なりき。

鳥尾子所感の大意

本会を日本大菩提会と名づけたるが、予の信ずる所によれば各宗派一致するのみならず。大乘南北仏教を通じ仏法を興隆する惘眼より起りし者ならん。夫が今回の一念なれば、大乘小乗ともに此一念の上において成就するものなり。斯の如く世上に現はれ、成就を望むにおいては、其一念において二念三念の相続を必要とし、その間に種々煩悩を出すもあらんが不退転にして、第一念によりて尽きざれば、後に念願の不成就となるべし。本日の挙式を平易に見れば、是迄各宗の智識有志者等が仏法のためには種々心配し居るも、仏法は日を追ひ衰へ来るにより、今回仏骨を奉迎するに至り、仏の威徳光明を更に發揮するは疑を容れず。我国の仏教は、我国の歴史に伴つて形造らるれば明治維新 陛下が都を東遷し賜ひしより、自然と天下の人心も変化したるより、此処をよく考へざるべからず。今回の仏骨奉迎を仏法の一大紀□とし、各宗協力して京都へ仏骨を奉安すべき一大殿堂を建築し大道場を開き、以て天下に普く仏法の利益の及ばんことを偏へに希望す。高きに声を発すれば、此に及ぶの例あり。東京は皇居のある処日本の頭脳なれば、東京にお

いて仏功を輝して適當と思考す云云。

### 覺王殿建設費寄付〔明治33年6月18日 第六四八号〕

既記の如く、本派本願寺は大菩提会の第二期事業として教育及慈善の起業を為すことに反対し、同会組織に同意せざることに決したれども、仏骨奉安の爲め覺王殿を建設することは勿論賛成なりとして、同殿建設費中に金二万円を寄付する事に決し、顧問利井明朗、注記名和洵海の二師は、十一日大仏妙法院に仏骨奉迎事務総理村田寂順を訪ふて、其旨を陳述し、左の書面を送りたる由。

今般各宗派管長會議に於て大菩提会を組織し、會員を募集し積尊の御遺形奉安の殿堂建設等の事業企図可相成段決議有之候処、本派に於ては殿堂建設の儀は無論賛成に付、右費用の内へ本派より金二万円寄付可致候、乍去大菩提会組織の儀者、断然同意難致候条、此段申進候也。

真宗本願寺派管長代理 近 松 尊 定

### 本派の意見〔明治33年6月18日 第六四八号〕

奉迎事務総理村田寂順

本派本願寺の大菩提会に反対する理由なりとて、同派の当路者は左の如く語れり。

目下僧界の墮落せる状況を見て、世間早くも推断して教界が山仕事を為すが如く云ふものあるは、心外千万にして甚だ慙愧に堪へず。故に苟くも遺弟として教を釈門に奉ずる以上は仏骨奉

迎奉安の如き、盛事に際しては先づ金を他に募ることを為すより己れ他に先んじて金を投じ、これを俗人の手に藉らず、僧侶自から其の奉安の殿堂を建設せんことを望ましけれ。左れば之れを俗人より募り、七ヶ年を費して巨大の土木を起すよりは、宜しく七万の僧侶各自金二円を投じ、十四万円位の殿堂を建設し以て釈尊崇仰遺徳頭揚の実を挙げ、衆人の模範たらんとを期すべし。是本派の意見にして、今回殿堂建設費に金二万円を寄付し、且つ大菩提会の組織に同意せざる所以なり云々。

### 墓地問題市会に上る〔明治33年6月18日 第六四八号〕

吾人が屢々記載して読者の注意を促したる名古屋市共同墓地の問題は、愈々実行する事となり、去る十一日の市会に上りたり。其の理由とする所は左の如くにして、其の説明の上よりするも、將來は市内墓地の埋葬を禁ずるに至るが如き徴候あり。寺院の盛衰に影響を及ぼす者多き事件とす。左に其の全文を掲げん。

本市事業として共葬墓地三ヶ所を設置す。而して此墓地に関する総ての会計は一般の歳入歳出と区分し、特別に之を整理す。

〔説明〕本市は維新以来、各寺院境域の変更と頻年戸口増殖の結果、墓地の状況頗る乱れて早晚整理を必要とするの實際あるにも拘はらず、一方に未だ共葬墓地の設備なきが故に、今日に於て直に之を如何ともなすべからず。之が爲め四通発達街衢の間と雖も苟も墓地の名称あるときは、日に月に充塞して殆ど余地を余さざらんとし、飲料の井戸は將に卵塔と相接し、墓域呷

尺の間常に炊煙の昇るを見るの己むる得ざる有様を呈して、甞に衛生上有害なるのみならず、又風致上欠点たるを免れず。加之昨年七月改正条約実施の結果、外人の爲にも墓地の必要あり。且内国の者と雖も神仏二教以外の宗教を奉ずる者の使用に供すべき墓地なきを以て、既に是迄と雖も種々紛紜を醸したる例なきにあらず。乃ち是等各種の点に考ふるに、此俟にして荏苒時日を経過するは、却て本市将来の爲めに得策ならずと認むるが故に、本案の如く埋葬墓地を設置せんとす。然れども其位置及広狭に至りては、追て適當の地所を選択し、市会に諮問を爲す。而して本市は逐年諸般の事業勃興と共に之に要する経費の支出も亦少なからず、財政頗る困難を免れざるの現状なりと雖も、本件は甞に目下緊要なるのみならず他の事業と同じからざる所あり。即ち其整備するに随ひ、漸次収入を得べきの見込ある事業なるを以て此際之を執行し、之に関する収支の会計は一般の歳入出と区分して特別に之を整理せんとするものなり。

### 第十六号議案

共葬墓地に関する特別会計規則を左の通規定す。

#### 共葬墓地特別会計規則

第一条 本市共葬墓地新設経営の爲め特別の会計を設置す。

第二条 共葬墓地特別会計は墓地使用料其他一切の収入を歳入とし、地所購買建物新築及墓地に関する設備維持其他一切の費用を歳出とす。

第三条 本市共葬墓地特別会計に属する収入金に不足を生ずる

ときは借入金金を以て補ひ、剰余を生ずるときは該維持費或は拡張費に充用するものとす。

第四条 市参事会は毎年度共葬墓地特別会計の歳入歳出予算を調製し、歳入歳出の総予算と俱に市会に提出すべし。

第五条 市参事会は共葬墓地特別会計に於ける決算を、毎年度歳入歳出の総決算と俱に市会の認定に付すべし。

### 仏骨奉迎使を歓迎す〔明治33年6月18日 第六四八号〕

左の書面は、岩本千綱氏が暹羅に歴遊の際特に仏骨奉迎を委託され先発として同国に到着したる以後の状況を通信し来りたるものなり。日本の仏骨奉迎使に対し、如何に暹羅国王を始め國民が同情を表し居るかを窮知するに足るべし。

拝啓仕候諸兄筆硯益御壯健奉賀候、今日既に百度近き炎熱の中に苦悶する小生共に引換へ、墨堤緑陰の下に杜鵑を聞き東台光風の辺に明月を賞する諸兄の近況日夜想像して羨望に堪へ兼候。

仏骨奉迎の件に就き、東本願寺より委托相受候に付き、着暹後夫々準備交渉に取係候処、該件に関しては稲垣公使非常の尽力にて万事頗る好都合に相運び、只今は只管使節参着を待つ計りに相成候間、左様御安心被下度候今回仏骨奉迎使来暹の儀に就ては、当国政府各大臣は申すも更なり、国王殿下にも殊の外御満足にて歡感斜めならざる由、稲垣公使より屢々伝承仕候、孰れ使節着暹後は種々の佳報を伝へ可申様相成候事と存候、雲の上の事は測り兼候得共、唯今にては実に望外の好結果に有之候、委細は後便ゆ

るく御報可仕先は右得貴意度草々頓首。

於暹羅國盤谷府湄南河畔 岩本千綱

特別廣告〔明治33年6月18日 第六四八号〕

毎月廿一日午後一時ヨリ

仏教演説并説教

本月弁士讚岐貫我居士等外

白川町瑞宝寺

金城館の仏教演説〔明治33年6月18日 第六四八号〕

愛知仏教倶楽部員の会主にて、去る十四日開会せられ本紙付録の如く、三浦中将の仏教演説ありしが、当日は金城館前に仏教倶楽部の銘旗を掲げ、午後に至り来会者は何れも案内状を携て入場せり。重なるは青山少将、西川代議士、山内県会議員、富田市会議、其他名譽職員等三百余名にて、初めに宮本熊楠氏開会の主意を述べ、次に近藤疎賢、岩佐大道二氏の演説あり。午後三時四十分に至り、中将は羽織袴にて出場し、床間に安置したる丈余の山越弥陀仏に三拝し了て演壇に付き、椅子により付録の如き演説あり。五時に閉会を告げしが、尚ほ来会者の有志懇話会を催し、酒間に席上数番の演説ありたり。当日は青山少将も左の演説を為せり。

本日は何たる幸慶の日なるぞ。斯く多数の諸君と共に一堂に会し、三浦中将閣下の演説を聞きたり。予も仏教の事には従来と

ても縁薄きに非ず、今日来席の八事山の和尚にも識ありて、是

迄も高僧の説法をも度々聞きたり。今日三浦中将の話の如く道

徳は仏教に非ざれば維持し難し、道徳は国家に最も必要なる者

なれば、予も其の發達を最も希望す。予は仏教の事は充分に存

ぜざれども、将来は研究を致すべきなり。今日は一言を以て盛

会を祝すると共に、予の希望を述べたる次第なり。

晩景に至り充分の歡を尽して散会せしが、各団員は孰れも奔走

尽力せられて満足なる盛会なりき。因に同中将は十三日来名、訪

問者は大島師団長を始めとして来客多く、中将には更に他出せ

ず。十四日金城館の閉会后、大島師団長に招かれて同邸を訪は

れ、翌朝の汽車にて東歸されたり。

●三浦中将の来名

六日の菖蒲……過ぎし昔を語るも益なき事ながら同將軍の来名に

付て、頗る珍談あり事を赤地に洗ひ出すも、多少の憚もあれば隔

靴搔痒の感なき能はざれども、聊か記して読者に報せんに、元來

同中将の旅行は伏見の役の戦死者を吊ふが為に、西京に赴れ鳥尾

中将と共に同法要に臨まれたるは事実なり。爰に天機は漏す可ら

ざるも、一怪物の伏するあり。……中将は去る十二日を以て当市

に來られんとす。之れを迎へて仏教の法話を乞はんとしたるを愛

知仏教倶楽部員とす。其の日既に迫るに及びて、他に同中将を迎

へんとする者あるを聞ける倶楽部員は凝議を為し、他に迎ふる者

ありて後ちに之れに随伴するは面目の関する所もあれば、宜しく

謝絶すべしと。殊に中将を西京に訪ひ確約を為し、他の招聘には

応せざる事となしたり。然るに図らずも、着名の際に当りて停車場付近に迎へんとするの数組あり。殊に脂粉の群を混ぜるなど奇態を現じたるも、先は旅館丸文に無事に迎へたり。……電話は中将の来会を催すあり。之れを耳にせるは倶楽部員なり。……何条黙すべき詰問は中将の頭上に落ちたり。……其の電話こそ彼の一種異様の信仰を抱ける○○会員の発したる者とは、……中将は理否を漸くに解したり。出席は断られたり。其の夜は晚餐会を○○に開き、中将を招き以て図らんとする所ありたるなり。中将は出席を謝したり。式円の料理五十人分は○○会員の寄合と喰なり果てたり、越中禪の喩に非ずして、全くの仕組は皆自己の手前より脱れたりと托言つも笑止。

### 尾張大谷派賛衆撰拳の競争 (明治33年6月18日 第六四八号)

屢々能仁に報せし如く、大谷派本山に於ては従來の賛衆 (代議員) 撰拳法を改正し、各教区内の寺院より候補の人名を投票撰拳せしめ、其の当撰者より賛衆を互撰とする事と本年より改正されしが、尾張にては候補者は廿一名にて、既に去る一日に左の人々当撰したり。

佐々木 賢 淳  
黒 田 知 泉  
本 多 顕 赫  
溝 口 大 円  
高 木 義 答

香 川 大 岸  
金 田 賢 堂  
河 野 文 随  
鈴 木 宝 良  
尾 中 泰  
服 部 現 嶺  
矢 留 靈 雄  
野 呂 東 溟  
竹 田 智 山  
佐 竹 法 輪  
堀 田 鳳 遵  
佐 藤 琢 成  
山 田 俊 栄  
木 全 圭 順  
本 多 善 明  
寛 慈 円

以上廿一名の候補は愈々決定せしが、之れより三名の賛衆の互撰拳を、来る七月一日に為すべしとの事に斗らずも、東京なる桜新聞は左の報導を伝へたり。

○尾張の賛衆競争 真宗大谷派の同地賛衆の競争は中々非常の由にて、候補者二十一名は互に火花を散らして運動し、昨今一票十円より五円にて買収し居れりとの噂あり。

吾人は、マサカ斯る鄙劣の行為は尾張の僧侶には無かる可しと推

量するも、兎に角撰挙競争の激しく、某の如きは底頭平身日夜に奔走しつゝありと〇〇〇人は語りぬ。

廣告〔明治33年6月18日 第六四八号〕

例月十日、廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師

永平家訓

受持講師 早川見竜師

会場は宝町 禅芳寺

仏骨奉迎使の携へたる各宗派管長の書簡〔明治33年6月25日

第六四九号〕

左記二通の書簡は、盤谷府到着の上同国外務大臣稲垣本邦公使へ贈る筈にて奉迎使一行の齋らし、所のものなり。

未接紫眉候へども、呈小書候蒼海万里雲山遙に隔つ、伏して惟るに閣下興居健全賛画精勤被為在不堪翹望之至に存候、爰に貴邦国王陛下の叡慮に依り、我教主釈迦大覺世尊の遺形を我大日本帝国某等の仏教者に御頒与被下候との思召を承け、貴邦に駐在せる我大日本帝国公使稲垣滿次郎君は懇切なる書面某等に寄せ、貴邦国王陛下の優渥なる叡慮と閣下が其間に於て斡旋の勞を取られし深厚なる款情とを報ぜり。依て今般真宗大谷派法主

大谷光演を奉迎正使とし、真宗本願寺派藤島了穩、臨濟宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙の三名を奉迎使とし我大日本帝国仏教各宗派を代表せしめ貴邦に派遣し候間、彼等貴邦に至るの日、閣下の御指導に依り貴邦国王陛下の叡慮の所在に從がひ遺形奉受為致度候。抑も貴邦国王陛下を始め閣下の御厚意に依り、我教主大覺世尊の遺形を澆季の今日に親しく拝受し得るの幸福何物か之に如かんや。之を内にしては仏陀の光明に依りて同朋相慶するの端を啓き、之を外にしては東洋の平和を維持保持することを得んこと、是れ某等の切禱する所に候。某等は奉迎正使及奉迎使に寄託し詳細に拝陳することあらしめ、奉謝の微悃を表明せしむべく候間、閣下幸に御傾聴被下度候、楮余乾濕愜いす氣候序せざることあらん。為国御自愛專要に奉存候。誠恐謹言

各宗派管長連名

暹羅国外務大臣宛

本年二月御寄贈の懇書某等各自に之を領す。伏して惟るに台候清寧殊域に在りて国事御精務被成候条奉大賀候、爰に某等は御懇書に基づき各自一堂に相会し、交互微意の所在を披陳候処、何れも閣下の御懇篤なる芳志を感激仕候外無之、早速協議の末我帝国仏教各宗派を代表し、釈尊御遺形を奉迎せんことに相決し、真宗大谷派法嗣大谷光演を奉迎正使に、真宗本願寺派藤島了穩、臨濟宗妙心寺派前田誠節、曹洞宗日置黙仙を奉迎使に撰任し、今般暹羅へ派遣可致儀に相成候。

稲垣公使宛

抑も御懇書に相見へ候通り、従来一仏教弘通の方土と雖も南北  
 相隔離し交通融会するの運なく空しく偏見を墨守致候。如は方  
 今開明の世不可有事態にして我仏教の爲め遺憾とする所に有之  
 候。凶らずも仏陀の毫光忽ち三千年後の末世に現ず、億万の衆  
 生をして一致の信仰を發揮し、殊に信教上の同胞をして一層懇  
 款を通ぜしむるの機会を得せしむべきに至りたるは、一に暹羅  
 国王陛下御仁旨の厚きに因ると雖も、抑も又閣下の我国に忠誠  
 なる我仏教同胞を愛護せらるゝの切なるに非れば不能事と存  
 候、奉迎正使等盤谷府へ到着致候はば、万事閣下の御指導を煩  
 はし度候、且又御懇書中に列国仏教徒は空前の盛式を以て御遣  
 形奉迎に従がひ候由なれども、某等は形式の美観に拘泥するを  
 欲せず、只管一団の誠信を以て之を我国に奉迎し以て、我今  
 上皇帝陛下の聖寿万歳を祝し奉り、兼て国土の平安を禱らんと  
 欲する精神に有之候。此旨暹羅国王陛下へ御執奏願上候、尚又  
 御遣形奉迎後永遠護持可致儀に對しては暹羅国王陛下の叡慮に  
 背き奉り、或は閣下の御芳志を空うするが如き儀は、誓て致不  
 申候間、此儀別て御合置被下度候。而して奉迎正使及奉迎使等  
 は某等の付与せし信任状を携帶致居、諸般都て委任致置候間、  
 万一臨時御稟議申上候儀も有之候はば、御示教被下度某等は、  
 我大慈父たる釈迦大覺世尊御遺形の万里恙なく本邦に來嚮し給  
 ふの期を屈指して相待候より無他候。時下極暑將に人を苦めん  
 とす。殊絶の地台候、折角御保墻專要に奉存候恐惶謹言。

各宗派管長連名

**仏舍利奉迎使帰朝期**〔明治33年6月25日 第六四九号〕

同一行は印度へ廻り仏陀伽耶を拝し親告式を挙行すべきとのこと  
 を曾て掲載せしが、同地は時下極暑の折りからにもあり、且ペス  
 ト其の他の悪疫流行せるを以て暹羅より直ちに帰朝することに決  
 したれば、多分七月下旬か八月月上旬には帰朝せらるべしといふ。

**尼僧の研学**〔明治33年6月25日 第六四九号〕

当市袋町禅芳寺に毎朝曹洞宗の尼僧が集合し、早川見竜氏に請ふ  
 て宗乗の研究を為し居らる感すべきなり。

**竜桑巖氏**〔明治33年6月25日 第六四九号〕

大光院住には胃病療養として豆州熱海に。

**永昌院の江湖**〔明治33年6月25日 第六四九号〕

矢場の永昌院にては授戒に引き続き江湖中にて、雲衲の爲には山  
 田祖学氏が仏典の講義を営まる。

**市の墓地問題**〔明治33年6月25日 第六四九号〕

市会に上る僧侶の傍聴者を見受く。

島地氏の来名〔明治33年6月25日 第六四九号〕

予報の如く来名、西別院に於て法話ありたり。

広告〔明治33年6月25日 第六四九号〕

謝近火御見舞

皆 戸 町 長 徳 寺

広告〔明治33年6月25日 第六四九号〕

近火の節は早速御見舞被下有難、乍略儀新報を以て厚く御礼申上候也。

真 宗 寺

特別広告〔明治33年6月25日 第六四九号〕

仏骨奉迎事務所にては、奉迎使一行既に帰途につきたるを以て各宗委員事務所に出頭して奉迎、その他に關する諸般の打合せをなしたるが、日蓮宗委員田村豊亮氏は東京方面における準備のため東上したりと。

仏骨奉迎使消息〔明治33年6月25日 第六四九号〕

仏骨奉迎使の一行は、去る十三日無事暹羅国盤谷府に着し、十四日参内国王陛下に謁見し、其翌十五日釈尊靈骨を拝受したり。依て一行は去十九日盤谷府を出発し、来月五日頃長崎に帰着の予定なれば、其京都に着するは来月十二、三日頃なるべし。又一行中

本派本願寺の藤島了穩師は既記の如く、来る九月仏国巴里に開く万国宗教大会へ出席の爲め、一行に別れて仏国に渡航するならんと云。

仏骨奉迎使帰朝電報〔明治33年6月25日 第六四九号〕

去る廿日、大谷派本願寺へ向け十九日暹羅出發す。遅くも七月十三日に長崎着との電報ありたり。

船中の奉迎使一行〔明治33年6月25日 第六四九号〕

去月廿八日は真宗開祖見真大師并に曹洞宗開祖承陽大師の忌日なりしを以て、船中の人々は殊更十二人前の精進料理を注文し、大谷派の新法主以下は精進を爲し、尚ほ曹洞の日置、真宗の南条両氏は船中にて演説を爲したり。其の聴衆は船員、船客を併せて四十余名なりしと。

西派の仏骨奉迎反対の真相〔明治33年6月25日 第六四九号〕

吾人は其の真偽を判ずるに苦しめども、臨濟宗妙心寺派の正法輪が報ずる所によれば、西派が仏骨奉迎に反対したる事由といふに、真に区々の感情的の上よりの事なり。左に其の次第を摘記せんに、

始め奉迎使中正使を置かんと議あるや、直に反対したるは同派なり。其内情は正使は必ず大谷派法嗣に落札すべし。是れ彼の欲せざる所、自派は之と競争せんにも老門主は病氣なり。新

門主は洋行中なり。幾ど詮方なくさればとて、其競争者たる大谷派に正使の尊称を取らるゝを欲せず。極力反対せしが、遂に奉迎使中の協議に任すと云ふ調和策にて漸く通過したり。次で奉迎使の姓名順は従来各宗立宗開教順に認むる慣例なりしに、同派は強て自派の奉迎使を正使の次に記すべしと主張せしが、幸に臨濟、曹洞二宗の人々は斯る些事を眼中に置かず、快く讓歩せしを以て先づ無事に出発するに至りしも、之が為め前後七、八日を徒消せり。

### 京都日出新聞の仏骨奉迎論（明治33年6月25日 第六四九号）

左に掲ぐるは、同新聞紙中仏教の将来なる論中の一節なるが、仏骨奉迎に関しては最も吾人の同意を表する者なり。仍て爰に転記す。

公認教運動に次で、仏教徒聯合の事業として世人の注目を惹けるは仏骨奉迎なり。暹羅国皇帝近時発掘せられたる仏骨を我国に分たんとの意を致さる好意謝するに堪へたり。釈迦の弟子たるもの須らく礼を尽して之を受くべし。之を奉安する為に莊嚴美麗を極むる堂宇を建築するも亦可なり。世々々々仏骨奉迎を以て仏教徒が自己の懐中を暖めんと計る事業なりといふものあり。余輩は之を読者の言なりと信ぜんと欲す。但仏教徒中、仏骨の我に分たれたるを以て仏教の興隆の徴となし、仏骨さへあれば仏教大に盛なるべしとの迷想を抱くものあるに至つては眞に嘖飯すべし。法は人に依つて伝はる此故に最も多く崇敬を受

くるものなり。真宗の本尊は阿弥陀如来なり。而も本願寺に於ける阿弥陀堂は親鸞上人を祀れる堂宇よりも小なるに非ずや、眞言宗に於て最も多くの崇敬を受くるは弘法大師なり。日蓮宗に於て最も多くの崇敬を受くるは日蓮上人なり。其他各宗然らざるはなし。殊に禪宗は不立文字といふ区々々々仏骨の如き何かあらん。知るべし仏骨奉迎に依つて信者の数を増加し、大に仏教を盛らしめれとするの愚なるを、若し仏骨を以て眞に仏教を盛ならしめ得べきものならば、印度及び其付近に於て仏教衰ふるの理万々なきなり。然るに釈迦滅後幾何もならずして、仏教は波羅門教の為に印度より放逐せられたるに非ずや、仏教は安南暹羅等に於てよりも我に於て盛なるに非や、弘法、親鸞、日蓮等が其宗派を盛ならしめたるは、教法の爲め艱難辛苦を嘗めたるに因るものにして、其今早猶世の崇敬を受くるは決して偶然に非ざるなり。自家の品格を高めて世の崇敬を受け以て教法を維持し、仏教を隆盛ならしめるに思到らず、仏骨奉迎を以て仏教大に盛なるべしと爲し、安逸を貪る如きは豈宗祖の罪人なる無からんや。

### 広告（明治33年6月25日 第六四九号）

例月十日、廿日の両日午後七時より

観音普門品

受持講師 水野道秀師

永平家訓

受持講師 早川見竜師

会場は宝町 禅芳寺

廣告〔明治33年6月25日 第六四九号〕

毎月廿一日午後一時ヨリ

仏教演説并説教

本月弁士讃岐貫我居士等外

白川町 瑞宝寺

廣告〔明治33年6月25日 第六四九号〕

亡母四十三回忌追善の爲め

明治三十三年七月十三日 市内東田町乾徳寺に於て

午前十時法要挙行

午後二時演説公会

演題及弁士左に

四恩之説 会主 鈴木黙菴居士

世間出世間之解 全人

演題未定 住職 平野大仙

禅門之妙法 会主 鈴木黙菴居士

毎月第一日曜日

市内撞木町四十番戸に於て

仏教演説会

弁士 鈴木黙菴居士独立演説質問は所望なれども、秩序的礼讓の道を失はざることを要す。